

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和3年6月7日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

- 1番 鈴木 勝利
- 2番 藤田 尚美
- 3番 秋山 泉
- 4番 長田 麻美
- 5番 山本 伸子
- 7番 伊藤 裕一
- 8番 石原 幸雄
- 9番 柳井 哲也
- 10番 甲斐 徳之助
- 11番 池辺 己実夫
- 12番 加川 裕美
- 13番 北島 登
- 14番 杉森 弘之
- 15番 須藤 京子
- 16番 黒木 のぶ子
- 17番 守屋 常雄
- 18番 諸橋 太一郎
- 19番 市川 圭一
- 21番 遠藤 憲子
- 22番 利根川 英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	飯 島 希 美
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	結 速 武 史
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭
総務部次長兼 人 事 課 長	二野屏 公 司
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主任	椎名紗央里

令和3年第2回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 秋山 泉 (一問一答方式)	1. 子宮頸がん予防について	①国のがん検診受診率の目標値50%に対して本市の子宮頸がん検診受診率の推移 ②子宮頸がん検診受診率は、低い傾向だが、特に20代は22.2%と低すぎる。検診受診率向上に向けての取り組み。 ③30歳以上5年ごとに単独HPV検査の受診に無料クーポンの導入。 ④妊婦の子宮頸がん発症を予防するため、検診時に子宮頸がん検査を行い、費用は全額補助する。 ⑤教育現場において子宮頸がんの教育充実。	市 長 教 育 長 関 係 部 長
2. 守屋 常雄 (一問一答方式)	1. ハートフルクーポン券事業について	1. いつもの料率で販売され、大体早くても1週間から10日程度は、販売期間が有るはずなのに、わずか2～3日で売り切れとなった。この原因と今後注意すべき点についてお示してください。 2. 自治体の発行する電子マネー付きポイントカードの導入、商工会と連携したハートフルクーポン券事業との検討状況について。	市 長 副 市 長 関 係 部 長
3. 山本 伸子 (一問一答方式)	1. 小中学生を対象とした自転車保険について	(1)市内小中学生の自転車通学者が加入している保険制度について伺う。 (2)市内小中学生による通学時の自転車事故の現状について伺う。 (3)茨城県内の自治体の自転車損害賠償責任保険等への加入状況について伺う。 (4)自転車損害賠償責任保険	市 長 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長 関 係 次 長

	2. 市民サービスと福祉向上のための「ふれあい訪問収集」について	<p>等への加入を義務化することへの考えについて伺う。</p> <p>(1)制度発足の経緯と20年間の状況について伺う。 (2)制度を利用するにあたっての条件と申請から審査、決定までについて伺う。 (3)福祉の観点からの今後の方針について伺う。</p>	
4. 柳井 哲也 (一問一答方式)	<p>1. コロナ禍での観光促進策</p> <p>2. 住井すゑ文学館オープンに向けての観光客対策</p>	<p>①市内外からの観光客の現況 ②デジタルツーリズムの進捗状況 県の「体験王国いばらき」の活用 ③市民を対象とした外歩きによる観光のあり方を作成してはどうか。</p> <p>①地元対策 道幅が現在のままで、人流が増加すると地元対策が重要と考えるが(地元への支援体制) ②道路新設の予定はあるか。 得月院の方向から入るコースと根古屋橋の方向から入るコースがあるが、いずれにしても文学館は市道の行き詰まりに位置しており、帰路は来た道に戻らねばなりません。奥の墓地側に抜けられる道路をつくる計画はあるのか。</p>	市長 関係部長 関係次長
5. 石原 幸雄 (一問一答方式)	1. 「行政区長」について	<p>①地方公務員法の改正による行政区長の私人という位置づけについて、職務の遂行に配慮する意味で、立場等を明確化する条例を整備すべきと考えるが？ ②行政区長の担い手の確保策の一環として、市等の主催する各種年間行事に対する行政区長への出席</p>	市長 関係部長

	<p>2. 「消防団」について</p> <p>3. 「太陽光発電施設」について</p>	<p>依頼件数を見直すべきと考えるが？</p> <p>①総務省消防庁は、団員増強の為の処遇改善策の一環として、消防団員報酬の見直しを考えているが、本市の対応は如何か？</p> <p>②消防団への消防協力金のあり方については様々な意見や疑問の声があるが、本市としてはどの様に考えているのか？</p> <p>景観や自然環境との調和に配慮する観点から、一定規模以上の当該施設を設置予定の事業者に対して、事前協議等を義務付ける条例を整備すべきと考えるが？</p>	
<p>6. 黒木 のぶ子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 集団フッ化物洗口について</p> <p>2. 生活道路の整備について</p> <p>3. ふるさと納税について</p>	<p>(1)小中学校のフッ化物うがいの導入</p> <p>①茨城県校長会・県養護教諭会・茨城県教職員組合での3者協議会として、学校での実施に対し疑問と困難との見解を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物は劇物として指定されている。 ・学校で一律に実施することはアレルギー等や疾病を持つ子供への安全性への担保が不可 ・事故が発生した時の責任が明確になっていない。 <p>牛久市としての見解を伺う。</p> <p>(1) 23号線のとりつけ道路と周辺の整備</p> <p>(1) 税制面からも優遇されているので、市民、市の職員・総出で取り組む良い発案者へのインセンティブ</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>

<p>7. 鈴木 勝利 (一問一答方式)</p>	<p>1. 奨学金返還支援 について</p> <p>2. 行政のデジタル 化について</p>	<p>(1)本市の若者を呼び込む政 策 (2)奨学金返還支援制度の導 入</p> <p>(1)コンビニ交付による交付 件数 (2)本市のマイナンバーカー ドの普及率・本市職員の 取得率 (3)マイナンバーカードの低 普及率の理由 (4)マイナンバーカードを持 つ意味とメリット (5)マイナンバーカード普及 の手立てとその効果 (6)本市の窓口業務のオンラ イン申請の事例と申請数 (7)市独自の押印廃止の事例 (8)「市民通報アプリ」「防 災行政無線アプリ」の導 入 (9)統合型校務支援システム の導入状況 (10)児童生徒の貸与された タブレット端末の家庭で の活用状況とオンライン 授業の実施 (11)デジタルディバイド解 消施策</p>	<p>市 長 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長</p>
<p>8. 須藤 京子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 第三セクター等 への関与に関する 指針の策定につい て</p> <p>(1)市の施策展開に おける第三セクター の果たす役割と 行政関与の在り方 について</p> <p>(2)第三セクター等 の経営健全・自立 経営に向けた行政 関与指針の策定に ついて</p>	<p>(1)市の施策展開における第 三セクターの果たす役割 と各第三セクターの経営 方針、財政状況に対する 行政関与・財政負担はど うあるべきか、市の見解 を求める。</p> <p>(2)第三セクター等の経営健 全・自立経営に向けた支 援のため、出資比率や経 営形態等を踏まえた適切 な指導、監督・要請等関 与指針を定めることにつ いて、市の見解を求め る。</p>	<p>市 長 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長</p>

	<p>2. コロナ禍における子ども・子育て支援策について</p> <p>(1) 地域の各種子育て支援、ネットワーク事業におけるコロナ禍の影響と支援策について</p> <p>(2) 子どもの権利を尊重する支援の充実について</p>	<p>(1) コロナ禍で影響を受けやすい地域における子育て支援（地域子育て支援拠点事業、公立保育園の子育て支援、子育てサロン等）やネットワーク事業（育児サークル、支援団体・母親クラブ等）の現状と課題、解決策について伺う。</p> <p>(2) コロナ禍で経済的困窮や孤立を深める家庭に対する貧困、虐待防止対策の現状と課題、解決策について伺う。</p>	
9. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	1. 新型コロナウイルス感染症に関する対策強化を求める決議に関する見解	<p>①「PCR検査を強化・拡大すること」について</p> <p>②「ワクチン接種の円滑な実施のための対策を強化すること」について</p> <p>③「収入減に苦しむ市民の生活支援と市内企業の経営支援を強化すること」について</p>	市長 副市長 関係部長
10. 長田 麻美 (一問一答方式)	<p>1. ふるさと牛久応援寄付について</p> <p>2. 市立学校の公平性について</p> <p>3. 都市計画マスタープランが目指す</p>	<p>(1) ふるさと牛久振興室設置の目的について伺う</p> <p>(2) 2名の職員体制となっているが近隣市町村の体制と取り組み状況は</p> <p>(3) 最新のふるさと納税寄付額及び住民税控除額を伺う</p> <p>(4) 昨年度までの返礼品や業務について伺う</p> <p>(5) 今後の事業拡大のお考えについて伺う</p> <p>(1) 各学校のタブレットの使用状況について伺う</p> <p>(2) 市としての方針について伺う</p> <p>(3) ある程度の統一性を示す必要があると考えるがどうか</p> <p>(1) 牛久市の現状や課題を踏まえ、今後のまちづくり</p>	市長 副市長 教育長 関係部長

	まちづくりについて	の方針について伺う (2)市民の目線や考えを取り入れながらまちづくりを進めていくべきと考えるがどうか (3)将来を見据えた施策について伺う	
11. 藤田 尚美 (一問一答方式)	1. 幼児教育から小学校への連続性について 保育課所管の園と教育委員会所管それぞれ答弁を求めます。 2. インクルーシブな公園整備	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な子どもの見取りと対応 ・支援が必要な子どもの保護者への支援 ・支援が必要な子どもたちの小学校への接続 ・幼児期のインクルーシブ教育の理念と取り組み ・幼児教育センター事業の機能 ・保育課と教育委員会の一歩化の考え ・障がいのある子もいない子も一緒に遊べる遊具の設置が必要と考えるが見解を伺う。 	市長 教育長 関係部長
12. 甲斐 徳之助 (一問一答方式)	1. 第3セクターの決算について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 赤字決算が市の財政に与える影響 2. その対応策 	市長 教育長 関係部長
13. 加川 裕美 (一問一答方式)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市内小・中学校について <ol style="list-style-type: none"> (1)英語科学習について (2)教科外学習について 2. 市立図書館について <ol style="list-style-type: none"> (1)現状について (2)今後について 	<ol style="list-style-type: none"> (1)学習指導要領改訂に伴う英語科指導の現状と課題、今後について伺う (2)課外学習（文化・芸術活動、運動会・部活動、遠足・宿泊学習）について現時点での実施状況と予定を伺う 合わせて保護者参観について伺う (1)昨年度から現在までの主なサービス提供状況や課題について伺う (2)今後予定されている企画等について伺う 	市長 副市長 教育長 関係部長
14. 北島 登 (一問一答方式)	1. 都市計画マスタープランについて	1) マスタープランの位置づけ	市長 関係部長

		<p>①茨城県都市計画マスタープラン</p> <p>②牛久市第4次総合計画</p> <p>③牛久市人口ビジョン</p> <p>2) ゼロカーボンシティへの視点</p> <p>①マスタープランには「環境・エネルギー問題への対応」はあるが。</p> <p>②ソーラー発電所設置と自然環境の保護について</p> <p>3) 開発計画</p> <p>①「ひたち野市街地周辺では、必要に応じて開発・整備を検討します。」とあるがどのような想定か。</p> <p>②北部地域宅地開発計画の対象地域の市街化区域への編入</p> <p>4) 都市施設</p> <p>①防火地域、準防火地域の指定</p>	
15. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	1. コロナ禍で困窮する世帯や子どもへの支援、対策について	<p>1) 就学援助制度の現状と拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で申請件数の変化は ・市独自の支援項目 <p>2) 女性、学生も含め困窮する世帯への相談、支援と対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性、学生やひとり親世帯も含めた相談、支援体制 ・衛生的な生活のために不可欠な生理用品の無料配布について、学校配布、設置場所など 	市長 教育長 関係部長
16. 利根川 英雄 (一問一答方式)	<p>1. 大阪市の学校長の提言について</p> <p>2. 分団式動的教育法とアクティブラーニングについて</p> <p>3. 危機管理について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この提言を読んでの感想 ・分団式動的教育法とアクティブラーニングについて ・教育委員会での危機管理について 	市長 教育長 関係部長
17. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	1. コロナ禍における事業所としての市役所の感染防止	<p>(1) 現在の市役所の「密」の状況について</p> <p>(2) 現在の市役所内におけ</p>	市長 関係部長

	について	る感染防止策について (3) 現在の市職員における テレワークの状況につい て (4) 今後の感染防止への取 り組みについて	
--	------	---	--

令和3年第2回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和3年6月7日（月）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

8番石原幸雄議員より遅参の申出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は17名であります。通告順に従って質問を許します。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午前10時00分休憩

午前10時04分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま石原議員が入場をされました。

この際、新型コロナウイルス感染対策として、一般質問の間の議席を指定いたします、

議席は、ただいま御着席のとおり指定いたします。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、3番秋山 泉議員。

〔3番秋山 泉議員登壇〕

○3番 秋山 泉 議員 皆様、おはようございます。公明党の秋山 泉です。

これより通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

子宮がんは子宮に発生する悪性腫瘍ですが、それには2つの種類があります。子宮の入り口の部分子宮頸部にできる子宮頸がんと子宮の奥の部分である子宮体部にできる子宮体がんです。

今回は、子宮頸がんの予防について質問をさせていただきます。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染が関連しています。HPVは子宮頸がんを引き起こすウイルスですが、HPV感染者のほとんどは一貫性の感染で、2年から3年以内に感染が自然消滅をします。ごく一部で感染が持続し、数年から数十年の長い時間をかけて上皮内がんを経て子宮頸がんになります。上皮内がんとは、がんが上皮の中にとどまっている状態です。軽度の前がん病変の80%はがんに進展せず、一部は自然になくなり、早期の子宮頸がんでは自覚症状がほとんどありません。

子宮頸がんの統計的な特徴は、比較的若い年代から発症する点で、20代後半から罹患者が増え始め、また、前がん病変と呼ばれる上皮内がんを含めると20代前半から急激に増加することが分かっています。

日本では、毎年約1万人の女性が子宮頸がんにかかっていますが、上皮内がんを含めるとその数は約3万5,000人に上り、約3,000人の方が命を落とし、死亡率は特に40代以下で高まっています。また、命は助かったとしても、手術によって妊娠ができなくなることも少なくありません。

では、諸外国の状況はというと、HPVワクチン接種を早期に取り入れたオーストラリア、イギリス、アメリカ、北欧では、HPV感染や前がん病変の発生が有意に低下していることが報告されています。また、これらの国々では、ワクチン接種世代と同じ世代でワクチンを接種していない人のHPV感染も低下していることです。

WHOが2019年5月に公表した資料では、1、予防接種の普及、2、検診受診の増加、3、罹患後のケアの充実に国が介入する、それらのことで子宮頸がんが排除できる可能性を示しています。

しかしながら、予防接種の普及については、国内において2013年4月にHPVワクチンの定期接種が開始されましたが、接種後に重篤な症状を含む副反応疑いの事例が報告されました。そのため、同6月には、適切な情報提供ができるまでの間、各自治体から対象者への積極的な勧奨は行わないこととなりました。

子宮頸がん罹患者は若年化し、死亡者も増えていきます。予防接種の有効性は多くの研究で報告されていますが、国内においては、たとえ僅かな確率であってもリスクを負わせる不安は大きく、接種すべきかどうかの判断に迷うといった声が大きいです。というのであれば、検診を受けるのが望ましい。

ところが、現在、子宮頸がん検診率は上昇傾向にあるものの、42.1%と諸外国に比べても低い状況です。イギリスは78.1%、スウェーデンは81.4%、オーストラリアは57.3%、ドイツは52.8%、フランスは75.4%、そしてアメリカは84.5%となってい

ます。これらのことを踏まえ、質問を行います。

まず、検診率の推移をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 牛久市の子宮頸がん検診の受診者数及び受診率は、平成30年度が3,256人で9.20%、令和元年度が3,209人で9.03%、令和2年度が3,101人で8.72%と、減少傾向となっています。

対象者は牛久市の20歳以上の女性ですが、受診者数については市の助成を受けられる利用券で検診を受けた方のみとなっており、職域や個人で検診を受けている方の数は把握ができない状況です。

なお、令和2年度に実施した健康実態調査では、「子宮頸がん検診を一、二年ごとに受けている」と回答の方が33%でした。平成27年度の前回調査では30.8%でしたので、若干ではありますが、検診受診率は上昇した結果となっています。以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 厚生労働省では、がん検診の受診率を50%以上とすることを目標にがん検診を推進しています。ただ、今の御答弁では正確な受診率は把握できないとのことですが、正確な数が分からなくては明確に手を打つことはできません。例えば、20歳以上の女性対象にアンケートを実施してみたいかでしょうか。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 全体数の把握のためにアンケートを取り入れてはどうかということですが、実は、十数年前に実施場所を、どこで皆さんががん検診を受けているかというのを、子宮がんに限らずがん検診をどこで受けているかという調査を実施した経緯がございます。そちらにつきましては数年続けたのですが、回答率が非常に低く、本当に1割程度しか返信がなかったというような現状がございます。

ただ、前は返信用のはがき等で実施をしていたのですが、今後につきましては、ほかのがん検診も含めて皆さんがどこで受けているのかどうかというようなところ、回答率が高くなるような工夫も含めて、検討してまいりたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ありがとうございます。それでは、いろいろ工夫、手を替え品を替え、大変だと思いますが、正確な数の把握に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほども述べましたように、子宮頸がんは上皮内がんを含めると20代前半から罹患者が増えます。子宮頸がん検診は20歳から受診の対象になっているにもかかわらず、検診受診率は

僅か、若い方は22.2%と非常に低い状況です。どのような手だてを講ずることで若い世代の女性の受診率を上げることができるのか、お考えをお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 若年者が子宮頸がん罹患すると、結婚、妊娠、出産に大きく影響し、心理面でも大きな負担が生じます。子宮頸がんは早期発見・早期治療により子宮を摘出せずに治療が期待できるため、若年者の受診率向上による早期発見は、生活の質を保持するためにも重要であると認識しています。

しかし、子宮頸がんの検査方法は、妊娠や出産の経験のない20代の女性にとっては抵抗感が強いいため、検診受診行動を促すためには、検診の重要性を理解していただくための啓発普及と検診受診勧奨、検診を受けやすい体制づくりが重要と考えております。

具体的な取組としては、平成21年度より国の補助事業として21歳の方を対象に、毎年、無料クーポン券を送付しています。平成27、28年度には、子宮がん検診と子宮がん講演会を組み合わせたヘルスアップデーを実施しました。平成29年度からは託児つき検診を実施し、乳幼児健診や子育て広場等で検診受診勧奨、チラシの配布を行っております。

令和2年度は、子宮がんの健康講座を学生や日中勤務している方が参加できるよう夜間に開催し、健康講座の案内を子宮頸がんワクチン接種対象者である小学校6年生から高校1年生の女子に案内を同封いたしました。参加者の中には、母親と一緒に高校生の参加も数組見られました。

こういった取組の中で牛久市における20代の受診率は、平成30年度から令和2年度までの過去3年間において、2.93%、3.73%、5.42%と上昇傾向にあります。

今後も、より多くの方が関心を持つ広報内容や受けやすい検診体制の構築など、受診率向上に向け地道な取組を続けていくことが必要だと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 今、御答弁いただいたように、数々の取組を実施されていらっしゃいます。しかしながら、なかなか大きな上昇には至らないというのが現状ではあります。今後も継続し、いろいろな取組の推進をお願いしたいと思います。

島根県の子宮頸がん住民検診は1966年から開始されました。当時は車検診の細胞診でした。その後、子宮頸がんの原因がヒトパピローマウイルス（HPV）の持続感染であることが発見されて、自然死も解明され、さらに、HPV検査も安価で可能になったため、2007年に日本で初めて、従来の細胞診に加えて子宮頸がん検診にHPV検査を導入するモデル事業を実施しました。これは車検診の集団健診で受診できるようになったということです。

そして、翌年には規模を拡大し、県下の医療機関でもHPV検査が受診できるようになりま

した。4年目の島根県では、上皮内がんが倍増し、浸潤がんが半減しました。浸潤がんとは、子宮の筋肉に浸潤し、さらに膣や子宮の周りの組織に及んだり、骨盤内のリンパ腺に転移する状態を言います。6年目の出雲市では、若年受診率が約70%にもなり、浸潤がんをほぼ撲滅できました。

島根県の場合は、細胞診にHPV検査を組み合わせるという方法で実施をしています。しかし、国立がん研究センターは、有効性評価に基づく検診ガイドラインにおいて、細胞診とHPV検査併用検査については推奨グレードCと評価をしています。これは、たとえHPV検査によって陽性となったとしても、長い期間の追跡が必要となり個人の不利益をもたらすということです。反対に、単独の細胞診及びHPV検査を推奨グレードAと評価しています。

子宮頸がんは数年から数十年の月日を経てなります。単独のHPV検査の対象の年齢を区切り、例えば30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳とし、無料クーポンを配付してはいかがでしょうか、御所見をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 HPV検査は、子宮頸部の細胞を採取し、HPV-DNAを検出することで、感染の有無を調べる検査となります。HPV単独検査は、検診としての実施を推奨する推奨グレードAとなっておりますが、陽性者に対する長期の追跡を含む精度管理体制の構築が前提となっております。

HPV検査は、出雲市の例から若年層の検診受診者数を増やすことが期待され、検診の間隔を2から3倍に延長することが可能であり、費用の削減等にも有効性があることは認識しております。

しかしながら、HPV検査を実施する課題として、陽性者に対する治療法がなく、経過観察が必要となるため、陽性者に対する長期の追跡を含む精度管理が必要となりますが、茨城県内ではまだその体制ができておらず、市単独での実施は困難な状況にあります。

茨城県は、平成28、29年度に補助事業としてHPV検査を一時取り入れ、小美玉市、常総市、水戸市の3市が導入し、現在も実施しております。3市とも受診率向上を目的に導入しましたが、現在の受診率向上の効果は見られておりません。

今後の県の取組について確認したところ、3市が5年間実施したあたりで評価を行い、先進地である島根県の評価結果等を調査研究し、県の指針への導入を検討していくとのことでした。市といたしましては、県の実施指針を基本とし、実施に当たっては具体的に先進的な取組の市町村の状況や検査機関、専門医等の意見を参考に調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 HPV検査を導入したからといって受診率向上に直ちに結びつくとは、私も思っていない。効果が見られないのであれば効果が表れるよう独自に、国や県とは言わず、独自に出雲市の事例や先進的な市町村の事例を調査研究する必要があると思います。

ヒトパピローマウイルスに感染をし、陽性が出た場合、先ほど部長のほうから、治療法がない、また経過観察が必要というお話がありましたけれども、やはり女性として、もし陽性に出たときには、毎年、検査を受けよう、そういうふうにするのではないかなと私は思います。これが検診率を上げる1つのきっかけにもなると思います。

そのために、私は無料クーポンの配付というふうに今回訴えさせていただきました。再度、御答弁をお願いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 HPVの無料クーポンの配付ということに関しましては、こちらにつきましては繰り返しになりますが、長期の追跡を含む精度管理の体制がまだできておりませんので、そちらが整い次第、県内での体制が整ったという条件付になりますが、そういったものが整いましたら、そういったクーポン券についても受診率を上げるために検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 そうしましたら、市のほうからもぜひとも県のほうに訴えていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、2021年1月7日、本年ですね、国立がん研究センターなどの研究チームが世界初の例として、2名の小児患者の肺がんが母親の子宮頸がんの移行により発生したものであることが明らかになったと、そのように発表をいたしました。

子供は出産直後に泣くことで呼吸を開始しますが、その際には羊水を吸い込みます。今回の2つの症例では、母親の子宮頸がんのがん細胞が混ざった羊水を吸い込んだことで、がん細胞が卵子の胚に移行し、肺がんを発症したと考えられます。この例は2組あり、いずれも肺がんを発症したのは男児です。1組目の男児は免疫療法で治療でき、2組目の男児は手術で肺がんを切除しました。しかし、母親2人は出産後や出産時に子宮頸がんと診断され、その後、亡くなりました。

同センター中央病院の小児腫瘍科長は、小児の肺がん患者は100万人に1人もいない上、極めてまれな例だと説明した上で、母親の子宮頸がんの発症を予防することが重要であると、そのように訴えています。

本市におきましては、妊娠届時に、母子健康手帳と一緒に妊婦一般健康診査受診票14枚と産婦健康診査受診票2枚を発行しています。これは、県内協力医療機関、助産所で妊産婦健診

を受ける際に市から補助を受けられます。最初の健診の際は多くの検査項目があり、その中に子宮頸がんの検査も含まれています。

しかし、病院や妊婦さんの健康状態によっては補助範囲を超えて実費で賄う場合もあると伺いました。そのようなケースがあるということであれば、安心して検査が受けられるよう、実費で支払うことがないよう全額補助すべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 妊婦の初回健診では、子宮頸がん検査のほかに、基本的な健康診査、血液検査、腹部超音波検査、ヒトT細胞白血ウイルス1型抗体検査の5項目を行います。これらの健診費用の助成については、茨城県と県医師会が協議の上、妊婦健診委託料の上限金額を決定しており、令和2年度は委託料の見直しにより、初回妊婦健診料は2万5500円に値上げされ、牛久市を含む近隣市町村はこの上限額で助成を行っております。

初回妊婦健診は、子宮頸がん検査を含む基本5項目以外に、個別にその他の検査が必要となるケースもあり、健診の単価は保険適用外の自由診療のため一律ではなく、それぞれの医療機関が個別に設定していることから、初回妊婦健診における自己負担は3,000円から1万円程度発生している現状です。

妊産婦の健診補助は、妊婦健診14回、産婦健診2回の計16回で合計11万2,150円を上限に補助を行っております。初回妊婦健診における子宮頸がんを含めた基本5項目の無料化につきましては、初回にかかる費用の詳細や妊産婦一般健康診査受診券の利用状況等により加算については検討してまいります。

また、現状で令和2年度の出生数は488人と初めて500人を割り、少子化が進行しております。特に、高額となる初回妊婦健診にかかる費用の補助金額については、経済的支援として出生数増加の一助につながる可能性もありますので、近隣市町村の状況等を踏まえ、今後、調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 前向きな御答弁を部長のほうから頂戴いたしました。妊婦さんが安心して子供を産めるように、また何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、最後に、教育現場においてのがん教育の充実についてお伺いをいたします。

国民の死因1位であるがんをめぐって、新学習指導要領に基づき、中学校では今年度から保健体育の教科書が改訂されるなど、がん教育が本格的に始まりました。生涯で日本人ががんになる確率は男性で65.5%、女性で50.2%と、2人に1人以上の割合で罹患をします。また、年間約38万人の死亡者数は、人口10万人当たりで米国の2倍、1990年代から減少傾向にある欧米に比べ、日本は増え続けています。これは日本人ががんの正しい知識を知ら

ないからです。

このたび改訂された教科書は、出版社ごとに異なるものの、初めてがんに関する項目が立てられ、2ページから4ページにわたって取り上げられています。がんの進行度に応じた5年生生存率など、大人が読んでも十分参考になる内容が盛り込まれており、今後の死亡者数を減らす重要な一歩になるだろうと考えられています。

もう一つのポイントは外部講師の活用に関するガイドラインの改訂です。今回の改訂では、これまでとは違い特定の資格や認定を要するものではないとあり、資格などより心を込めて伝えるということが最も重要であるというふうに言われています。がんの正しい知識を学ぶことはもちろんのこと、医師やがんを克服された方の体験談などを聞くことで、がんへの認識を深めていくということが考えられます。

私が特にこの年代だからこそ伝えていかなくてはいけないと考えているのが、子宮頸がんの認識です。子宮頸がんは、ほかのがんに比べ罹患する年代が低く、増加をしています。その理由として、初交年齢の低年齢化が上げられており、性交開始が早いほどHPVに感染する時期が早くなり、若年で発症しやすくなります。思春期を迎えている生徒に正しい知識や情報を伝えることが、将来の自分自身、そして愛する人の命を守ることとなると私は思います。ぜひ子宮頸がんの知識を学ぶ時間をつくってみてはいかがでしょうか。執行部の御所見をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 学校のがん教育は、平成29年の学習指導要領の改訂において、中学校の保健体育でがんについて取り扱うことが明記されるとともに、がんの予防や回復に関する内容の充実が図られました。

昨年度のがん教育の実施状況は、市内中学校・義務教育学校後期課程では6校中全ての学校で実施、小学校・義務教育学校前期課程では8校中6校で実施されています。授業においては、教科書のほか、文科省や県教委のがん教育教材を活用している学校もあります。

また、今年度、医師などの外部講師を無償で派遣する県のがん教育総合支援事業を活用して、岡田小学校と下根中学校ががん教育を行います。

一方、子供の保護者にごがん患者がおり苦しんでいることから、がん教育を見送る学校もありました。

しかし、がん教育の中で子宮頸がんに特化した学習を行っている学校は現在ありません。議員のお話のとおり、子宮頸がんは性行為において感染することや、ほかのがんに比べて罹患する年齢が低く、思春期を迎える女子生徒に正しい知識を伝えることも大切と考えます。

しかし、学習指導要領では、中学2年生の保健体育科、保健編第4章「健康な生活と疾病の

予防」の「がんの予防」に対して1時間程度の時数しか想定していませんので、子宮頸がんの特化した授業を行えない現状があります。

一方で、文部科学省で作成した中学校・高等学校版「がん教育プログラム」補助教材では、子宮頸がんの特徴や20歳を過ぎたら2年に1回子宮頸がんの検診を受けることを勧めています。

今後は、これらの資料を学校に提示しながら、各学校の実態に応じて、現在のがん教育の中に取り組んでいけるよう検討していきたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 それでは、本市が採用している保健体育の教科書にはがん教育について何ページにわたって掲載されているのか。また、その内容をお示してください。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 本市が使用している教科書では2ページにわたって掲載されています。がんという疾病の内容、その中に女性としては死亡率の7番目に子宮頸がんがあること、がんの要因と予防には生活習慣が大事なこと、それから5年生存率の話、がんの早期発見と回復の話等々で2ページで示されています。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 今回、私は子宮頸がんの特化して質問させていただきました。2番目の質問について、保健福祉部長のほうからも検診の重要性を理解するためにも啓発普及と、また検診受診の勧奨が必要であるというふうに御答弁を頂戴しました。

2ページの中では、細かいところまでの説明は不可能だと思いますが、この年代の子供たちに伝えていかななくてはいけないこと、そして少しでも子供たちのがんに対する認識を高めることができたらと、私はこのがん教育に期待をするものでございます。

今後、先生方の御指導に期待をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、3番秋山 泉議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時ちょうどいたします。

午前10時40分休憩

午前11時01分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

17番守屋常雄議員。

〔17番守屋常雄議員登壇〕

○17番 守屋常雄 議員 改めまして、こんにちは。新政会の守屋常雄でございます。

役所の各部局の方々は、コロナ禍の渦中で市民からの要望に応えるために、大変な思いと努力をされていると思います。文句を言われる市民もいますが、多くの市民の方々は職員を信頼しております。私は、職員の方々の改善する能力の高さを信じています。できる限り頑張っていたきたいと思います。

それでは、コロナの話は尽きませんが、本題に入りたいと思います。

まず、最初の質問でございますけれども、今回、春のハートフルクーポン券の売り足についての素朴な疑問があります。例年、売り出してから早くても1週間から10日間程度はクーポン券が販売されているはずだと考えていましたが、販売した二、三日後に複数の市民の方から、なぜこんなに早く販売終了するのか、おかしいのじゃないのと、誰かが買占めをやっているのではなどのお叱りがありました。

そんなはずはないと思い、販売店を二、三か所と、役所にも問合せいたしました。本当でないとのことでした。苦情を言ってきた市民の方々には、コロナ禍の巣籠もり需要が大きく動いたのじゃないのというふうな話をしておきました。

ですが、ちょっとやはり疑問なので、質問ですが、特別なプレミアムがあれば別ですが、コロナ禍の引き籠もり需要も考えられますが、一体、ハートフルクーポン券が短期間で売れた本当の原因というのは何でしょうか。今後のこともありますので、よく調査と、あと改善ポイントをよく調べ、お示しいただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 コロナ禍が深刻な影響をもたらす市内の経済状況に鑑み、今年度前期分のハートフルクーポン券の販売開始日を、昨年度後期分に続いて前倒しいたしました。例年は6月1日に販売を開始していますが、ゴールデンウィークの需要を見込み、連休直前の4月26日に販売を開始し、僅か4日間、4月29日には完売となりました。

これまでにないペースで完売に至った理由としましては、いわゆる巣籠もり需要のほか、ゴールデンウィーク期間中に使用できること、通常は4か月である使用期間が5か月以上に延びること、昨年度に続いて事業所の負担分を市が担うことにより参加事業者が増えたことなどが考えられます。

事実、昨年度後期分においては、使用期間が延びたことが大きなメリットの一つとなり、通常より1億円増額して4億円分を発行したにもかかわらず、例年よりかなり早いペースで完売しております。

市商工会も担当課も今回の売行きは予想できなかったところであり、完売後も市民の方から

多数のお問合せをいただきました。今回の状況から推察すると、後期分のハートフルクーポン券もかなり速いペースでの完売が見込まれます。

今後も販売開始日の周知徹底に努めるとともに、購入される方と参加事業者双方がよりメリットを享受できるような地域振興券を目指して、商工会と連携を密にしていまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○17番 守屋常雄 議員 どうもありがとうございます。

私どもには推理するしか方法ございませんけれども、もう一度調査して分析して、秋の売出し、そのときにもうちょっと、少なくともやはり2週間ぐらい一般の方々が購入できるなという形にしていなければありがたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今回2問の質問があるのですけれども、次の質問に移りたいと思います。

新政会というのは、前々からメンバー5人は、キャッシュレス決済の勉強とか先進地域での視察等の勉強をかなり二、三年前から積み重ねております。前々から我々も何回も質問していると思うのですけれども、やはり牛久市の中でキャッシュレス決済の普及を一日でも早く図らなければいけないだろうという思いで、何回も質問を重ねてまいったわけですけれども、今回も、我が会派の池辺議員が令和2年の3月議会での質問の繰り返しになりますけれども、池辺議員が言った内容に沿ってちょっと簡単に質問させていただきたいと思います。

前回、先進地域として御紹介したのは、広島県の旧東城町商工会のほ・ろ・かカードというものです。これが我々8万ちょっとの市にとってはちょうどいいサイズなのかなと思いますけれども、このほ・ろ・かカードは、旧東城町の方々が住民の約8割ぐらいですか、現状も持っております。そして、利用していただいています。

このカードは最大5万円分チャージができて、チャージすると1万円チャージにつき100ポイント、だから、5万円だと500ポイントがたまり、買物200円で1ポイントもらえる制度も付与されております。まさに新しい生活様式に最適なカードだと思います。大体、牛久市ぐらいのサイズにぴったりのキャッシュレス・スタイルだと思います。

皆さん、コンビニに行けば、どこでもキャッシュレスを推奨するようなポスターを見ることができると思います。牛久市の若い方々を中心にして、ハートフルクーポン事業も大事かもしれませんが、もうクーポン券ではなくて、要するにキャッシュレス社会にマッチした市に早くしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。前向きな答弁を期待いたします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 令和2年第3回定例会で、池辺議員から御提案がありました。また、今日、守屋議員からも御提案をいただきました電子マネーつきのポイン

トカードの導入ということでございますけれども、現時点では具体的な検討には至っておりません。

ハートフルクーポン券に限っての話ではあるのですが、ハートフルクーポン券の発行元でもございます市商工会によりますと、購入者も事業主もシルバー世代が多く、キャッシュレス社会への移行が叫ばれる昨今にあっても、まだまだアナログ派もマイナーとは言えない状況にあり、キャッシュレス化への移行は容易なものとは言えません。

そのような状況ではございますけれども、キャッシュレス化の推進は国策でもあり、コロナ禍の後押しもございますので、ハートフルクーポン券事業についても、また、今、守屋議員から御提案のありましたキャッシュレス化のポイント付きのカードということですが、そちらにつきましても検討すべきときが近い将来必ず来るものと思われまます。

今後は、国や県のデジタル政策と歩調を合わせる形で、できるだけスムーズに運営方法を改善できるように、他市町村の事例や動向等も注視してまいりたいと存じます。以上です。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○17番 守屋常雄 議員 これはちょっと話はしていないのですが、エスカードのカードがございますよね。これが非常にポイントや何かもついていいカードだと思いますけれども、やはりエスカードをもっと盛り上げなきゃいけないことも1つありますし、あと、商工会の方々のお店も盛り上げなきゃいけないという中で、エスカードのカードをちょっと変えればやれるのではないかなど。それで、エスカードのカードがかなり浸透していますので、それを使ってやればいいのかという提案です。だから、これは言っていなかったのですが、今後、検討していただければいいと思いますので、ぜひエスカードのカードをベースにして一日も早くキャッシュレスが牛久市に根づくようにしていただきたいと思います。

あと、もう一つちょっと誤解があるのは、結構カードをいろいろ、例えばセブン-イレブンで通用するとかそういうカードや何や、今、確かに私も70歳過ぎですが、70歳過ぎの方はみんな持っているのです。それはなるべく細かいお金が要らないということで、それで新聞を買ったりなんかしているわけですが、そういう形でかなりキャッシュレスというのは浸透していると思うのです。年取った方でもね。だから、ぜひそのようなことも考えていただきたいと思いますので、いつまでも放っておかれないのでぜひ、国策もありますので、やっていただきたいと思います。

それと、あと、これは質問とはちょっと違うのですが、私が考えているのは、今、若い職員の方といろいろな形で話す機会があるのですが、非常に優秀な若い職員の方、お世辞ではなくて、多いと思います。そういう人たちといろいろ話してみると、やはりもうちょっと勉強したいなということで、いろいろな先進地域とかそういうところにどんどん若い人たちを

派遣していただいて、お金はかかると思うのですけれども、ぜひ実習とか研修を増やすように
よろしくお願ひしたいなと思います。やはり若い人たちがこれから市を支えていくわけなので、
ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

そのための予算を、それはだめだよと言う人もいるかもしれないけれども、私は、やはり議
会としても潤沢に予算が取れるようなそういうサポートはしていきたいなと思いますので、よろ
しくお願ひしたいなと思います。

そういうことを言いながら、大分時間が余ってしまいましたけれども、私の質問はこれで終
わりたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で17番守屋常雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は、かなり長いのですが、13時10分といたします。

午前11時17分休憩

午後 1時10分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番山本伸子議員。

[5番山本伸子議員登壇]

○5番 山本伸子 議員 改めまして、皆様、こんにちは。山本伸子でございます。

私は大きく2問質問してまいります。

まず1問目は、主に小中学生を対象とした自転車保険について伺ってまいります。

コロナ禍で市内の歩道をウォーキングしている方も多く見かけるようになりました。狭い歩
道では自転車と歩行者がすれ違うのもぎりぎりというところがある一方で、車道を走る自転車
には自動車を運転する側の一層の注意も必要になります。

自転車は子供から高齢者までが利用する身近な乗り物ですが、その利用上、曖昧なところも
あり、改めて質問させていただきます。

市内の小中学校及び義務教育学校に通う児童生徒の中には、自転車通学をしている生徒も多
くいると思います。その際、学校の管理下での事故等に関して、加入している保険があると思
いますが、通学時の自転車事故等についてはどのような補償内容になっているのか。登下校時
における管理責任の所存についても併せ、伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 学校管理下で給付対象となる児童生徒が加入
している保険には、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度があります。加入対象者は原

則として児童生徒全員であり、現在の加入率は99%以上となっております。

この制度は、学校管理下における児童生徒の負傷、疾病、障害または死亡などの災害に対し、災害共済給付を行うものです。登下校時の事故においても、通常の経路及び方法により通学する場合に生じた児童生徒のけがなどについては、給付の対象となります。

しかし、自転車通学時に児童生徒の過失により加害者となった場合、その被害者に賠償するための保険金が支払われるものではありません。

また、登下校時における管理責任の所在につきましては、基本的に学校ではなく、保護者にあります。

登下校に関することは、学校保健安全法第27条及び第30条に規定されております。その内容としては、通学を含めた安全に関する指導、職員の研修、警察署その他関係機関や地域住民などとの連携を図るよう努力することが定められており、通学中の管理責任が学校にあるとはされていません。このことが裁判事例でも示されているところです。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度では、登下校も学校管理下として扱い、給付金が支払われますが、これはあくまでも児童生徒に対する補償に関しての取扱いということになります。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 平成30年9月議会での同僚議員の質問では、自転車通学に該当する児童生徒のうち、自転車で通学している人数は90%に当たる約2,000人ということでした。

当時は、ひたち野うしく中学校が入っていませんでしたので、改めて現在の自転車通学に該当する児童生徒のうち、自転車を利用して通学している人の数と割合はどうでしょうか。

また、自転車通学の児童生徒のマナーに対する苦情、自転車事故などの近年の状況及び件数や内容などをお示してください。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 現在、自転車通学に該当する児童生徒のうち、92%に当たる約2,100人が自転車を利用して通学しています。3年前と同様に、多くの生徒が自転車を利用しているのが現状です。

自転車の走行につきましては、危険な走行として生徒が並列走行や蛇行運転などをしているという情報が、地域の方から入ってくることがあります。各学校では、その都度、自転車の安全な走行について繰り返し指導を行っています。

続いて、自転車事故の発生状況について報告いたします。令和元年度は、事故件数が7件、そのうち自転車との接触が1件、自動車との接触や衝突が6件ありました。令和2年度におい

ては、事故件数が10件、そのうち歩行者との接触が1件、自動車との接触や衝突が8件、自転車同士の接触が1件ありました。

過去2年間では命に関わるような大きな事故はありませんでしたが、自動車との接触事故が多いので、走行時の前方確認をきちんとすること、さらにスピードの出し過ぎや交差点での飛び出しなどに注意するよう、学校で指導していきます。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 自転車で走行する際の決まり事をちょっと確認したいのですが、歩道なのか車道なのか。そして、今、子供さんたちは主にどちらを使っているかというところ、重点的に、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 歩道・車道の指導も含めてですが、牛久市では、交通安全協会による交通安全教室を全学校で実施しており、また、朝の会や帰りの会での指導、保健体育や学級活動の授業において、自転車の安全な乗り方、交通ルール等の指導を行っています。

歩道・車道の走行に関しましては、小学5年生と中学2年生の保健体育の授業で学習します。また、県警から発行されている「交通安全かわら版」という冊子を使いまして、自転車は車道が原則、歩道は例外であることを確認しています。

例外で歩道を走行できる場合としては、道路標識で歩道が通行できるというふうにされる場合、車道や交通状況からやむを得ないと判断される場合、運転者が幼児や児童、高齢者などの場合というふうになっております。

実際は、市内の多くの中学生が、歩行者に気をつけながら歩道を走行しています。今後も各学校の実態に応じて、自転車利用中の事故防止と交通安全意識の向上について継続して指導していきます。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 それでは、茨城県内の自転車損害賠償責任保険の加入状況について伺ってまいります。

令和元年6月に茨城県交通安全条例が改正され、自転車の安全な利用の促進、そして、自転車損害賠償責任保険への加入の促進に関する条文が追加されました。これは未成年者だけでなく、一般の県民の自転車利用者に対するものでありますが、この条例改正に伴い市としてどのような対応をしたのかを質問いたします。

この改正の背景には、近年、自転車の歩道上の危険なスピード走行の問題や自転車事故での高額賠償事例が発生していることがあるようですが、市内の自転車事故の件数、そしてその内

容の傾向などについても併せてお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 牛久市の対応としては、県の作成したパンフレットを窓口で配布し、お問合せのあった方には自転車の保険に関する資料の提供を行っています。

また、交通安全教化員による小中学校の交通安全教室における自転車の乗り方の講習の中で、児童生徒の発達段階に応じた分かりやすい言葉で、加害者とならぬための交通マナーについてや、万一のための備えとして保険加入の必要性についてを指導しています。

さらに、各行政区等からの要請により実施している交通安全教室においても、自転車の乗り方の安全指導に併せて、万一加害者となってしまったときに備えた保険の説明や自転車損害賠償責任保険等への加入促進の周知を図っております。

続きまして、牛久市内における自転車事故の件数と傾向についてお答えいたします。

牛久警察署に照会したデータによりますと、令和元年度中に牛久市内で発生した人身事故の発生件数は290件、死亡者2名、負傷者368名であり、うち自転車が関係した事故は54件、死亡者ゼロ、負傷者55名となっております。また、令和2年度中に市内で発生した人身事故の発生件数は203件、死亡者2名、負傷者は254名であり、そのうち自転車が関係した事故は42件で、死亡者1名、負傷者41名となっております。

なお、令和元年、令和2年とも、自転車と歩行者による人身事故の発生はありませんでした。

最近の傾向との御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、学校が休みになったり市民活動の自粛が進んだことなどにより、単純に比較はできませんが、おおむね発生件数は前年度より3割程度の減となっております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 先ほど、学校教育課のほうにもお尋ねしたように、学校で加入している保険では自転車通学時の事故に対して、自分が被害者になった場合は補償されますが、加害者になった場合の補償がありません。

そこを補う上で、自転車損害賠償責任保険への加入促進が県の条例でも追加されたわけですが、この条例化に伴い、県では、県内公立小中学校及び県立高校の自転車損害賠償責任保険等への加入状況調査を行っています。

そこで、牛久市の小学生、中学生の自賠責保険の加入率はどれくらいなのか。また、県内自治体の状況や保険の種類などの傾向から、牛久市の小中学生の保険加入の実態をどのように捉え、加入促進の取組へとつなげているのかを伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 茨城県では、県内市町村に対し、自転車通学

児童生徒を対象として、自転車損害賠償保健等への加入状況についての調査を実施しています。

直近で持っているデータとしまして、令和2年度の調査結果では、牛久市は中学生で約66%の加入、小学生については自転車通学が占める義務教育学校5・6年生の一部のみということで、対象者は少数ではあるのですが約87.5%となっており、自転車通学児童生徒全体では66.3%の加入率となっております。

加入保険の種類といたしましては、「自動車保険、火災保険などの損害保険の中で特約として個人賠償責任保険」がついているという形が最も多く、次に「自転車保険、サイクル保険というような名称が明記されている自転車向けの保険」、次に「点検・整備を受けた安全な自転車に付帯されるTSマークが付帯した付帯保険」の順となっております。

なお、茨城県全体では、小学生で84.4%、中学校で77.8%、全体で77.2%の保険加入率となっており、茨城県全体に比べると牛久市は約10%ほど低くなっております。

自転車は誰もが手軽に利用できる便利な乗り物ですが、安全利用を怠れば自分の命はもとより他人の命を脅かす凶器になりかねません。近年、自転車の危険運転が問題となっており、自転車が歩行者をはねる死亡事故により、自転車の運転者に約1億円近い高額賠償を命じる判決が下されるケースも発生しております。

このような中、牛久市では、新入学説明会での資料による説明や学校だよりへの掲載を依頼するなどの方法で、保護者に対して児童生徒の安全な自転車利用についての指導をするように促したり、万が一の加害事故に備えた自転車損害賠償保険等への加入促進に向けた取組を行っております。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 それでは最後に、加入を義務化することへのお考えについて伺ってまいります。

現在、市には平成10年に制定された牛久市交通安全に関する条例、これがありますが、この中では、市の責務として啓発活動や道路環境の整備がうたわれ、市民の責務としては交通法令の遵守やマナーの実践がうたわれております。また、条例の中で市長は、幼児から小学生、高齢者までの各年齢層に応じ、交通安全教育を推進することがうたわれています。

しかしながら、県の交通安全条例にはある、自転車の安全で適正な利用の促進についての記述は、市の条例にはありません。この際、県のように、市の条例においても自転車に関する条文の追加を検討することも必要ではないでしょうか。

また、平成30年当時、全国で自賠責保険の加入を義務としている自治体は12自治体、努力義務が13自治体ということでしたが、直近の全国の状況と県内の状況はどうでしょうか。

そして、加害者になってしまったときに備えて、この自転車損害賠償責任保険等への加入を

義務化することも含めた条例化のお考えについて質問いたします。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 令和3年4月1日現在、条例等で自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化を制定している自治体は、24の都府県と10の政令指定都市があり、努力義務としている自治体は、茨城県を含め10の道県と1政令指定都市となっております。

茨城県内においては、自転車の安全利用促進等について市町村独自の条例を制定している自治体は、取手市、つくば市、笠間市、龍ヶ崎市の4市あり、自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化を定めているのは笠間市のみとなっております。

続きまして、牛久市の条例に、茨城県の条例のように自転車に関する条文を追加することの検討についてお答えいたします。

茨城県の条例である「茨城県交通安全条例」においては、第1条の目的の中に「県、県民及び事業者の責務を明らかにする」という具体的内容を位置づけてございます。しかしながら、牛久市の「牛久市交通安全に関する条例」では、第1条の目的には、単に「基本理念と施策の基本を定める」ということのみを位置づけております。

牛久市としては、上位法令である県条例が、県民及び県内事業者の自転車損害賠償責任保険等への加入を努力義務として位置づけていることから、市民及び市内事業者は包括されているものとし、市独自の条例による自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化については、現時点では条例を改正する予定はございません。今後、他自治体の状況などを注視しながら調査研究してまいります。

なお、今後も引き続き、交通安全教室等において自転車の乗り方の安全指導に併せ、万一加害者となってしまったときの備えの自転車損害賠償責任保険等への加入の推進を図ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 義務化を条例で制定しているのが3年前は12自治体でしたけれども、今の御答弁では34ですかね、倍以上増えているということが分かりました。一方で、牛久市内の小中学生の加入率、県の平均より10ポイント低いということでしたが、私もこのデータを見せていただきましたが、県内の44市町村のうち牛久市は39番目です。下からのほうがどうか、下のほうですよ。100%のところはやはり笠間市のように義務化をしたり、あとは、つくばみらい市は補助金を出しているようでした。やはりそういうところで努力をしないと、なかなかパーセンテージを上げるのは難しいかなという気がいたしますので、これらを総合的に勘案して調査検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問、2番目です。ふれあい訪問収集について伺ってまいります。

牛久市家庭ごみのふれあい訪問収集実施要綱によりますと、平成14年に事業が開始され、事業の目的は、ごみを捨てるに当たって支障を来している高齢者・障害者の負担を軽減し、あわせて安否の確認をすることにより、市民サービスの向上及び高齢者・障害者の福祉に資することとなっています。

当時、この事業が開始されることになった経緯として、何が課題となって制度設計が行われたのでしょうか。

また、事業が開始されて約20年になりますが、発足時の平成14年の独り暮らしの高齢者は約660人であったものが、令和2年には約3,300人と、その数は5倍となっています。このように高齢化が進む状況で、申請者の人数の推移、そして申請者のうちの高齢者と障害者の現在の利用人数について伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 ふれあい訪問収集は、ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者などの方を対象に、自宅でごみの訪問収集を実施してほしいとの市民からの要望により開始いたしました。

制度が運用開始した平成14年10月から令和3年5月末で、合計233名の方が利用し、現在、67名の方が登録しています。内訳は、利用されている方が37名で、入院などの理由で休止中の方が30名となっております。

利用されている方の37名の内訳は、身体及び精神障害者手帳を交付されている方が22名、要支援及び要介護の方が30名で、障害者手帳と介護状態が両方該当する方もおります。

開始時期と現在の比較ですが、開始年度の平成14年度、15年度、16年度の3年間で42名が新規利用し、平成30年度、令和元年度、2年度までの3年間で新規利用者は23名となります。

利用者が減少傾向にあることから、社会福祉課、高齢福祉課と連携し、利用したいのに制度を知らなかったということがないように、窓口においても制度についても説明をしていきたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 利用人数が37名、そして休止の方が30名ということですが、半数近くが利用休止ということで、この数字、執行部、担当課としてはどういうふうに捉えているかということを確認したいと思います。

それから、周知されていないようなお話だったのですけれども、平成14年あたりは大体20名近く申請者があったのですが、この資料を見ますと、平成31年は7人、令和2年は3人

と随分少なくなっている。それが本当に周知されていないことなのか。その数字の裏にあるもの、結局、申請しても受付まで至らなかった、そのサービスの該当にならなかったという方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○杉森弘之 議長 答弁者に申し上げます。答弁残時間が残り少ないので、簡潔にお願いします。山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 利用されている方が37名で、入院などの理由で休止中の方が30名ということで、こちらについては、あくまでそういった入院とか理由があって休止という形になっておりますので、その辺については市としても、退院とかそういったことになればまた利用再開ということになりますので、そういったことで対応していきたいと考えております。

それから、該当しなかったケースということで、こちらについては電話窓口で申請についての問合せは随時ございますけれども、件数の把握についてはちょっとしておりません。以上でございます。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 数を把握していないということですが、数を把握していないのに、周知されていないと判断することができるのでしょうか。ある程度、申請したけれども受け付けてもらえなかった人、その状況、現状の声を聞いたり件数を把握することは、今後の制度設計上も必要だと思うのですけれども、その点はどうお考えでしょうか。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 確かにそういった状況を把握していないというか、件数のほうを把握していなかったというところがあります。今後、そういったことについて問合せ、また相談とかいったものに関しましては、うちの担当で記録に残して、今後のそちらの要件確認をやっていきたいと思っております。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 よろしく願いいたします。

利用の申込みには、主に条件に該当すると思われる親族、それから高齢者の支援や相談に当たっている相談員、民生委員さんなどになるろうかと思っております。この取組の担当部署は、廃棄物対策課となっており、実施要綱には、申請する受付窓口として高齢福祉課、社会福祉課とありますが、運用に当たってはどのようになっているのでしょうか。

実際に、ふれあい訪問収集を利用しようと、高齢福祉課や社会福祉課に相談に出向いたけれども、内容を承知していない職員もいるということを知っております。受付窓口となっているからには、制度の周知は徹底していただかなければと考えるところですので確認いたします。

また、この制度が利用できる対象者の要件は、日常生活に介助あるいは介護を必要とし、自

由な行動が困難な人で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯や障害者、または同居する家族がいる場合についても同居者が高齢者や虚弱者及び年少者等で構成されている世帯、そのようになっています。しかし、この要件がいささか曖昧で、制度を利用できるかどうかの判断や理解が申請する人によっても違ってくると思われます。この実施要綱や市のホームページに掲載されている内容を読んで利用できると思い相談したけれども、実際には利用できなかった、寝たきりの外出ができない人しか利用できないといった声も聞くところですが、現状はどのようなのでしょうか。

また、利用したいと相談を受けて、申請から審査、そして決定までの流れと委託している事業の具体的な内容、安否確認なども行っているということですので、そのあたりも簡潔にお答えいただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 申請書の受付窓口につきましては廃棄物対策課となりますが、高齢福祉課、社会福祉課での利用の相談があった場合は、廃棄物対策課の職員が出向いて制度の説明等を行います。内容を承知していない職員がいたとのことですが、今後、そのようなことのないよう、高齢福祉課、社会福祉課に制度の周知を徹底いたします。

実施要綱に記載された利用できる対象者の要件が曖昧であるとの御指摘ですが、要綱に記載された対象者の基準のほかに、廃棄物対策課内部において実施判断基準を設けております。

判断基準の内容は、介護保険認定及び身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の交付を受けている、日常生活において全面的な介護が必要な方、集積所へごみを排出するまでに集積所が遠方であったり、段差、勾配など妨げとなる障害がある場合、自立歩行が困難で転倒などの危険性がある場合、これらを総合的に判断し、受付担当者によって判断が変わらないように対応しております。

申請から審査、決定までの流れにつきましては、申請書を記入していただき、受付後に内容を審査し、現地状況調査等を行った上、ふれあい訪問収集決定通知書により申込者に通知いたします。利用が決定した後は、利用者にごみ袋を入れる回収ボックスを玄関前などに設置していただき、週1回、委託先のシルバー人材センターが回収を行います。また、回収の際に、希望者にはインターホンを押して安否確認を行っているところです。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 今、内部資料で判断基準があるということですが、一般の市民にはこれは知らされていないので分からないのです。公開していただくことはできますでしょうか。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 対象者の判断につきましては、要綱のほかに、先ほど答弁いたし

ました内部用の実施判断基準を設けて判断しておりますので、判断基準について市民の皆さんに分かりやすいものを作成し、ホームページやチラシ等で周知を行ってまいりたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 それでは、最後の質問です。

高齢者のごみ出し支援の取組について全国の状況を調べたところ、令和3年1月現在、約35%の自治体が支援制度を導入しているそうです。そして、その内容は、牛久市のふれあい訪問収集のように自治体が支援するものから、介護保険制度などを利用した福祉サービス、地域の互助として自治会や地域の団体などが行い、そこに自治体が補助金を交付する仕組みになっていたりと、また、それらのサービスを組み合わせているところなどもあるようです。

独り暮らしの高齢者が増え、一般世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯や単身世帯の割合は、平成17年に3割であったものが平成27年には4割になっています。このように利用者の増加が予想される状況において、限られた予算で制度を実施するために利用できる人の条件を厳しくするのは本末転倒であって、持続性のある取組としての制度設計の検討が必要ではないでしょうか。

高齢者や障害者のごみ出し支援制度は、当事者の負担を軽減し、生活の質を高めるための施策である本来の目的に立ち、福祉の観点からもより良いサービスとするためには、その支援主体はどこがよいのか。行政だけでカバーできないとしたら、地域の力を活用するというのはどうなのか。今の制度だと利用者の自宅からクリーンセンターまでごみを運ぶことになっていますが、地域での助け合いとなれば自宅から集積所までよい、車を使わなければガソリンも使わず、環境にも負荷がかからないとした観点もあろうかと思います。

ところで、平成30年度に国立環境研究所が行った高齢者のごみ出し支援事業の事例として、牛久市のふれあい訪問収集が掲載されておりました。そこには、今後の課題として、利用者の増加による予算の確保と、今後独り暮らしの高齢者の増加が予想されることからより必要としている方に支援が行き渡るよう、福祉部局とも連携した制度設計が必要と思われると、そのように書かれております。

このように既に3年前から課題として認識されていたことであれば、着実な制度設計に向けての取組が望まれます。今年3月に策定された牛久市安心プラン21の第8期改訂版では、高齢者になっても住みやすいまちづくりとして、このふれあい訪問収集事業の充実が新たに掲載されました。高齢者福祉としても生活に密着した課題であることが明確化されたと理解しています。

最後に、福祉の向上としてのふれあい訪問収集事業の今後の方向性について伺います。

○杉森弘之 議長 答弁者に再度申し上げます。答弁の残時間が残り少ない状況ですので、簡潔にお願いします。それでは、山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 利用できる人の条件を厳しくしているとの御意見ですが、当初から要綱の条件は変わっておりません。

また、先ほども答弁いたしました、受付担当者によって判断が変わらないように、内部基準である実施判断基準に基づき対応しております。

今後の方向性につきましては、御指摘のとおり、将来的に高齢者、核家族の増加に伴って申込者の増加が予想されます。それにより委託費用の増大が予想されることから、現在のシルバー人材センターとの契約から、例えばごみ出しを支援する地域の団体への補助金の交付や、通常のごみ収集業務の中に取り込むなど、費用対効果を考慮し、制度の見直しなどの検討をしてみたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 ありがとうございます。予算ありきの事業ではないと答弁からは理解しましたので、早急な制度設計を期待いたします。

ごみ出しに困難を抱えている人にとっても、ごみは生活に密着した問題です。行政の支援を受けられず、近所の方などの善意で手伝っていただいている、それはそれでありがたいことですが、善意だけに頼るのは限界があります。ルール化すること、仕組みをつくること、それが誰にも使いやすいものになり、高齢になっても障害があっても地域で暮らしていくことができる一歩になるのではないのでしょうか。そのような心の通った取組にさせていただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で5番山本伸子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時5分といたします。

午後1時50分休憩

午後2時06分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

9番柳井哲也議員。

[9番柳井哲也議員登壇]

○9番 柳井哲也 議員 無党派の柳井哲也でございます。大きく2つの質問をしてみたいです。よろしくお願いいたします。

まず第1番目は、コロナ禍での観光促進策であります。

国内の感染者数、県内の感染者数、牛久市内の感染者数、この数字を毎日チェックしてはがっかりしたりほっとしたり、ほとんどの人がそのような日常を送っていることと思います。

市当局が現在取り組んでいますワクチン接種が、希望する全員に一日も早く行き渡って、アフターコロナ時代になってほしいと願っておるところであります。

まず1番目の質問です。市内外からの観光客の現況であります。

国内の感染者数は全体として減少傾向にありますが、感染力の強い変異株の感染者が増加しているということもあり、まだまだ出て歩けるような環境にはなっていないため、牛久シャトーや牛久大仏の観光客は厳しいのではないかと考えております。現況はどうなっているのか、まず質問をいたします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、経済活動は大きな打撃を受けており、とりわけ飲食業や観光業は、他業種に比べその影響が顕著に表れています。令和2年7月に、観光業回復の切り札としてスタートした政府肝煎りの政策であるGOTOトラベルは、感染拡大による度重なる緊急事態宣言やまん延防止措置の影響でやむなく休止となり、再開できないまま現在に至っております。

全国各地で観光客数が大幅に減少する中、本市も例外ではなく、県内でも有数の観光スポットである牛久シャトー、牛久大仏の観光客数も大幅に減少しています。

令和2年度における牛久シャトーの観光客数は2万3,928人で、令和元年度の1万1,888人と比較するとおよそ2倍となっていますが、元年度は営業を休止しており、2年度は第三セクターによる営業再開、日本遺産への認定が増加要因と思われるのですが、平成30年度の28万9,780人と比較すると、僅か8%、12分の1にまで落ち込んでいます。

牛久大仏は、令和元年度の58万9,206人に対し、令和2年度は28万5,961人と52%の減少となっており、全世界的に人の移動が制限されたことにより、外国人観光客数は71%の落ち込みとなりました。

観光業にとって厳しい状況はまだまだ続くものと思われます。以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○9番 柳井哲也 議員 いずれも厳しい状況であるという報告がありました。

2番目の質問に移ります。デジタルツーリズムの進捗状況であります。

まず、第1番目、ドローンやスマホを使った観光案内のデジタル化は、見て楽しめるだけに、遠方からの観光客が見込めなくても意義あるものと考えております。現在の進捗状況をお願いします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 コロナ禍により旅の需要は激減し、観光業は大きな打撃を受けています。海外との渡航は制限され、国内における旅行消費額のおよそ2割を占めるインバウンド（海外からの旅行者）がいつ戻るのかも全く見えない状況にあります。

そうした中、大手旅行業や航空業のみならず、異業種である印刷業なども、活路を求めるべくオンライン旅行サービスに参入しています。

オンライン旅行のメニューはバラエティーに富んでおり、世界の絶景や有名な映画のロケ地を訪ねるもの、飛行機のcockpit内から見る離陸映像の体験、コロナ禍で修学旅行の中止が相次ぐ小中高校を対象に京都や奈良の寺社・仏閣を訪ねるものなど、各社工夫を凝らした商品を提供しています。

本市では、ドローンなども含めたコロナ禍に対応した新たな取組は実施しておりませんが、オンライン旅行などは、旅行に行った気分になれる、コロナ収束後の旅行のきっかけになるといった意味では、大変意義のあるものと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○9番 柳井哲也 議員 今は、とにかくどんなに金をかけて宣伝をしても成果はなかなか、観光客を集めるということについては成果が上がらない、そういうときであります。

金をかけずにどうやってそういう形をつくっていくかということも必要であると思いますが、新聞によりますと、茨城県は県内の魅力をPRするため、ユーチューブを使って体験型観光の動画配信に力を入れているようです。この地方創生による、デヴィ夫人活用による観光客誘致策、茨城県は「体験王国いばらき」というタイトルで、しばしば紹介されておるところであります。この活用、本市はどのような対応をされているかについて質問をしたいと思います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 ただいま柳井議員から御提案のありました「体験王国いばらき」でございますが、茨城県が県の魅力を紹介する動画や話題を提供するPRキャンペーンでございまして、タレントのデヴィ夫人を「女王」に起用し、本年1月12日にスタートしております。

本キャンペーンでは、「デヴィ夫人に来てほしい茨城」と銘打って、訪れてほしい場所を募集するという企画を実施するとのことなので、牛久市の魅力を全国に発信し、コロナ収束後、全国から牛久市を訪れていただけるように、この企画の活用を検討してまいりたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○9番 柳井哲也 議員 それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

感染症対策で最も有効なのはステイホームを続けることと私は思っていますが、やはりスト

レスもたまりますし、ウオーキングをしている人はかなりいるものと思っています。牛久市民が市内の名所旧跡を安心して歩いて回れるよう、ウイズコロナ時代に合った環境を整えていくべきではないかと考えております。

市民を対象とした外歩きによる観光の在り方、すなわち牛久スタイルを作成してはどうかと考えますが、これについてお答えいただけたらと思います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 不要不急の外出自粛が要請され、生活様式がこれまでとは大きく変わってしまったコロナ禍においても、はじめじめとした梅雨は当たり前のようになってきて、季節の花々は時期になると何事もなかったかのように花を咲かせます。そんな梅雨の晴れ間に自然の中を散策するのはとても気持ちのいいものです。

特に、この時期、牛久城址から雲魚亭、河童の碑を経てアヤメ園へ至る牛久沼かっぱの小径の散策がお勧めで、ハナショウブが咲き誇るアヤメ園は必見のスポットとなっています。

コロナ禍の緊急事態宣言下においても、屋外の運動や散歩は、医療機関への通院、生活必需品の買い出し、職場への出勤などと並んで生活や健康の維持のために必要なものとして、政府は外出の自粛要請の対象外としています。

外歩きの本来の目的である心身の健康維持のためには、現状ではコロナ対策が欠かせません。それに加え、行き交う人々が気持ちよく外歩きを楽しめるマナーの遵守も大切です。

御提案の外歩きマニュアルの作成でございますが、よりよい観光振興のために検討すべき課題の一つであるとは認識しておりますが、ワクチンの接種開始により状況が変わることも予想されますので、現状把握と情報収集に努め、状況の変化に応じた観光振興のための施策を講じてまいりたいと存じます。以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○9番 柳井哲也 議員 そうですね。ウイズコロナ時代のマナーとか、あとアフターコロナ時代のマナー、また変わってもくるかと思えます。

私がこの質問をしたのは、牛久スタイル、声を出さずに挨拶、感じのよい挨拶を出会った人とできるものを何か考えられたらいいなという思いもありまして質問したわけでありましてけれども、いろいろなことを検討しながら進めていただけたらと思っています。

それでは、第2番目の質問に移ります。

住井すゑ文学館オープンに向けての観光客、見学者対策であります。

まず、地元対策として、1番目の質問であります。9月オープンに向けて万全を期しているとは思いますが、城中の道幅が現在のままで人流が増加すると、地元対策が極めて重要と考えております。市当局の考えをお聞かせいただけたらと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 御指摘のとおり、住井すゑ文学館のオープンにより、日常的に人の流れが増加することで、城中の皆様には大変不具合をかけることの可能性も認識しております。

そこで、車で来訪される来館者の路上駐車防止のために、文学館に隣接する駐車場10台分、そして、文学館から歩いて3分の場所にございます駐車場に10台分と、計2か所を駐車スペースとして確保しております。

また、バスなどの大型車両につきましては、事前の予約により得月院駐車場に駐車していただき、来館者の方には、そうですね、5分から10分弱の徒歩で文学館に来ていただく予定しております。

この地区は特に道幅が狭いことも考慮し、文学館周辺の観光、散策についてはできる限り徒歩での移動を推奨し、近隣にお住まいの皆様方に御迷惑をかけないように努めてまいります。

一方で、自家用車両ではなく、公共交通機関であるうしくコミュニティバス・かっぱ号をできるだけ利用していただくため、文学館ルートや時刻表を掲示したり、文学館ホームページからも見られるようにリンクを貼るなど工夫していく予定でございます。

また、先ほど申し上げました第2駐車場につきましては、文学館整備計画当初より、地元行政区からの一緒に活用していただきたい旨がありました。このことから、現在は日常的な除草などの環境整備につきましては、既に協働で管理しているところでございます。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○9番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。様々なことを考えながら対策を取っているということでもあります。

何としても、これ、市民の税金をかけてオープンするというところで、成功してほしいと思っているわけですが、成功させるための秘策、秘訣というものがあるのかどうか、これについて改めて質問をいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 文学館が多くの方に何度も訪れていただける施設となるための秘訣としましては、地域の皆様の御理解と御協力が得られることであると考えます。

文学館の近隣にお住まいの皆様方に対しましては、建設工事開始前から個々に世帯を回り、文学館建設について御賛同をいただけるよう、説明と対話を行ってまいりました。

この文学館が、郷土の偉人である作家住井すゑの生前の日記や直筆原稿など唯一無二の資料を有する施設であることから、市と地域の共通の財産であるとの認識の醸成に向けて、今後も丁寧な地元対応を努めてまいります。

また、地域の求めに応じて、地元産の野菜などを販売できるように、道路と正門の間に多目

的なスペースなども確保いたしております。市外からのお客様に対して地元の野菜を販売したり、学校との連携により子供たちの作品展示や動画でお迎えするなど、行政だけでなく地域全体でのおもてなしの体制づくりが重要であると考えております。

具体的には、行政区長や近隣の学校長を通じて様々なアイデアをいただいたり、こちらから積極的活用についてお願いをしたり、連携を継続していきたいと思っております。

地域に根づくことで、牛久の歴史と文化を担う子供から地域コミュニティーを支える高齢者の方まで3世代に愛される文学館となれるよう、準備を進めてまいります。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○9番 柳井哲也 議員 それでは、次の質問に移りたいと思っております。

文学館の来館者は、周辺の牛久城址とか東林寺城跡、アヤマ園など様々なところも回っていくのではないかと予想されます。

長野県の小布施町、ここへ行きますと、大人の方はもちろんのこと、小学生も大声で歓迎の挨拶をしてくれ、本当に気持ちよい感じを受けるのですがけれども、地元の方々の協力をいただけたら、これほど効果的で心強いものはありません。もう一度、市の考えを聞かせていただけたらと思います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 文学館のある城中地区でございますが、雲魚亭、河童の碑、牛久城跡などの歴史的な文化遺産に加え、牛久沼かっぱの小径、うしく観光アヤマ園など、四季の美しさを体験できる自然があり、多くの見どころがあります。こうした周辺を散策する拠点として、住井すゑ文学館は観光に寄与することが可能です。

文学館は、高台にある敷地から牛久沼を見下ろすすばらしい風景にも恵まれていることから、展示施設としてだけでなく、周辺散策やウオーキングの休憩所としての役割も視野に入れております。敷地内にはバリアフリーのトイレも設置してありますので、城中地区を散策する方にどなたでも気兼ねなく来ていただくことができると思います。

開館に際しては、観光政策所管課や都市計画所管課とも連携し、地元の学校や行政区からの意見も取り入れながら、点在する文化遺産を結びつけ、地域全体の魅力を発信していきたいと考えております。

観光案内パンフレットをはじめ、ヘルスロード関連冊子「健康チャレンジ」や「牛久沼サイクリングコースマップ」なども館内に配置しまして、地域活用について幅広い可能性を探ってまいります。

多目的用途利用が可能な「抱樸舎」については、常設展示のみならず、学校との連携や「土曜カップ塾」などにより、子供たちの郷土教育のために活用していただくほか、図書館や地区

社協、牛久青年会議所等の外部機関や民間団体と共に取り組める事業について、既に協議を始めているところでございます。

文学館オープン後、市外の方はもとより、市民の皆様に気軽に立ち寄っていただけるよりどころとして、地位の皆様からの愛着とともに、文学館の存在が定着することを目指してまいります。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○9番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

道路の新設の予定はあるかどうかということですが、得月院のほうから入るコース、それから、根古屋橋のほうから入るコース、2通りあるわけですが、いずれにしても、住井すゑ文学館は市道の行き止まりに位置しており、帰路は来た道を戻らなければなりません。奥の墓地側に抜けられる道路を造る計画はあるのかどうかについて質問をしたいと思います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 文学館前の市道につきましては、御指摘のように、文学館から南側に向かうと行き止まりとなっており、道幅も狭く、車では転回できない状況でございます。

墓地側に抜ける道路の整備とのことですが、現時点で計画はございません。しかしながら、御指摘のように、文学館へ来館された見学者や観光客の方が行き止まりであることを知らずに、誤って民地内に侵入してしまうなどのトラブルを防ぐためにも、通り抜けができないことを示す注意喚起の看板や、迷わないような案内標識の設置などの対策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○9番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。微に入り細に入り、いろいろなことをチェックしながら見学者対策、質の高い対応をされているということが、今、報告いただきました。文学館オープン、成功するよう祈っております。私たちも大いに楽しんで歩いてみたいと思っております。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で9番柳井哲也議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時40分といたします。

午後2時31分休憩

午後2時41分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

栗山裕一市民部次長より、答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 先ほどの山本議員の答弁の内容について一部訂正させていただきます。

1番の(4)番目です。条例等で自転車損害賠償保険等への加入の義務化を制定している自治体の都府県数を24と答弁しましたが、22の誤りです。申し訳ありませんでした。

○杉森弘之 議長 日程第1、一般質問を継続いたします。

8番石原幸雄議員。

[8番石原幸雄議員登壇]

○8番 石原幸雄 議員 改めまして、皆さん、こんにちは。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 失礼しました。議長。フォーサイトの石原幸雄でございます。

ただいまより、通告に従いまして、初当選以来75回目の一般質問を行います。

まず、第1点目といたしまして、行政区長について2項目の質問をいたします。

まず初めは、条例の整備による行政区長の立場等の明確化の問題であります。

御承知のように、地方公務員法の改正により、行政区長は令和2年4月1日以降、非常勤特別職公務員からは除外されたことは記憶に新しいところであります。すなわち、この法律の改正により、行政区長の法的な身分はこれまでの非常勤特別職の公務員から単なる私人となったのであります。それゆえ、本市においても行政区長の職務はこれまでどおりとするものの、身分上は私人の扱いとすると聞き及んでおります。

しかしながら、ここで問題となることがあります。すなわち、行政区長が以前のように公務員という立場であれば、職務上知り得た秘密等を遵守すべきという守秘義務が当然に課せられるものの、私人という立場で果たしてそれが遵守されるのか。あるいは、区長の職務を遂行中に事故や災害に見舞われた場合、公務員であれば公務災害補償の対象にはなるものの、私人の立場での補償はあるのかなどが大いに懸念されるのであります。

ところで、本市の区長設置規則第7条には、区長の守秘義務が規定されている一方で、区長の法的な立場に関する規定は見当たらないことから、果たして行政区長が安心して職務に専念できるのかとの懸念を拭い去れないのであります。私の調査によれば、茨城県内でも茨城町と五霞町とが、法律上は私人である行政区長の職務の遂行に配慮して、区長の立場を今後も引き続き非常勤特別職としている実例が判明したのであります。

そこで、本市においても行政区長が今後とも安心して職務に専念できるように、区長設置規則に替わる関係条例を整備すべきと考えるのであります。これについてはどのようにお考え

でしょうか、質問をいたします。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 行政区長の職につきましては、地方公務員及び地方自治法の一部が改正され、その中で特別職非常勤職員の要件が厳格化されました。この改正により、行政区長の任用は、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員としての要件に当てはまらないことから、令和2年度から特別職非常勤職員と位置づけることは困難となったと認識しております。

そのため、行政区長は、公務員が公務中に発生したけが等の災害を受けた場合に対象となる公務災害による補償の対象ではなくなりました。

代わりに、区長が活動中にけが等が発生した場合の補償といたしましては、令和2年度より市が新たに民間保険に加入し、万が一の際にも公務災害と同等の補償ができるように対応することといたしました。

また、法改正以前のように区長を特別職非常勤としての立場を明確にするため、条例を整備する考えはないかとのことですが、区長については牛久市区長設置規則に基づき選任しておりますので、立場に関しては実質的に従来と変わらない内容と認識しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 ただいまの次長の答弁によりますと、特に区長の法的な立場を明確化するための条例等の整備は考えていないというふうに理解をいたしました。例えば私が区長があった場合、やはり安心して職務に専念していくためには何らかの文言上というか、法的な取決めみたいなものが必要になってくると思いますが、この点を考慮しても、そういう条例等の整備は考えていないのかどうか、再度、お尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 現在、区長には民間の保険、公務災害と同様の保険を掛けておりますので、その点は同等の補償が可能かと思っておりますので、民間保険のほうで対応していきたいと思っております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 民間の保険で対応するということは今の答弁で分かりましたが、しっかりとやはりその法的な立場というものをある程度明確にしておかないといけないのではないかとこの観点から質問をしておりますが、いかがですか、その点については。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 牛久市区長設置規則の中でうたっているとおり、行

っていきたいと思います。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 ということは、特に条例制定をせずに現行のままでの対応をしていくということの理解でよろしいですか。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 そのとおりでございます。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 それでは、この点については市としては特に条例制定等の措置は考えていないということが判明をいたしましたので、次の質問に移らせていただきます。

次に、市などの主催する年間行事に対する行政区長への出席依頼件数の見直しについて質問をいたします。

この問題につきましては、以前に一般質問でも取り上げた経緯がございます。しかしながら、昨年及び本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から各種行事が中止されているものの、私が見るところ、各種行事に対する行政区長への出席依頼の見直しがなされていないと思われることから、再度取り上げるものであります。

その理由は、他の地域に比べて比較的規模の小さい行政区が集中をしております東部地域においては、少子高齢化の影響もあり、行政区長の担い手の確保が容易ではない行政区が見受けられるのでありますが、その背景の一つとして、市などの主催する年間行事に対する行政区長への出席依頼件数が通常では26件とかなり多いことが指摘されているからであります。

ところで、本市を除く県南地域の各自治体の行政区長について、市などの主催する年間行事に対する行政区長への通常時の出席依頼件数を調査したところ、石岡市が12件、かすみがうら市が1件、土浦市が12件、つくばみらい市が8件、守谷市が3件、稲敷市が14件と、本市の件数よりもかなり少ない実態が浮かび上がったのであります。

そこで、本市においても、行政区長の担い手の確保策の一環として、市などの主催する年間行事に対する行政区長への出席依頼件数を見直すべきであると考えてるのでありますが、これについてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 市政運営において、安全で安心な住みよいまちづくりを実現していくためには、市民の皆様の御協力なしには成り立たず、行政区の「近助」の力によって、地域コミュニティー活動や地域の課題解決を図っていくことが不可欠であります。

行政区長は、市と行政区をつなぐ重要な役割を担っていただいております、行政区から推薦を受け市が委嘱しています。また、行政区長は市民と行政を結ぶパイプ役であると認識しておりま

す。

このため、窓口である市民活動課では、区長の負担を少しでも軽減すべく、区長から市への要望や相談があった際は、必要に応じて関係各課への連絡調整を行い、案件がスムーズに解決へと進むよう橋渡しをしております。

反対に、各課から区長への会議、イベント等への出席依頼に関しては、市民活動課で一元管理し、内容や日程の重複がないように調整しております。

なお、現在、各行政区長からは市からの出席依頼件数が多いという御意見はいただいておりませんが、今後も引き続き区長の負担が過重にならないよう、区長会役員会の中で協議しながら、また関係各課等と連絡を取りながら調整してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 今の次長の答弁によりますと、出席依頼件数が多いという意見はないというふうな答弁でございましたけれども、決してそのようなことはないのであって、事実をしっかりと受け止めていただきたいと思います。

私が申し上げたように、東部地域、私の住む地域では、やはり少子高齢化の影響もあって、どんどん人口が少なくなっている。その中で、コミュニティと行政とのパイプ役である区長の担い手がだんだん少なくなっている。その理由の一つとして、やはり市からもたらされるというか、市から案内が来る行事への出席依頼件数が多いことが、先ほど申し上げたように、その担い手になりたくないという一つの理由にもなっていると。この点を、こういう事実をしっかりと把握して対応をしていただきたいと思いますが、出席依頼件数の見直しについてはやらないと。やらないというか、見直さないという理解でよろしいのですか。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 区長会役員会というのが年に4回程度はございます。その中で議題に挙げまして、こちらを検討してまいりたいと思います。

また、個別に区長が市民活動課へ来客する場合がありますので、その場合にもそういう課題について話し合っていきたいと思います。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 この点は非常に大事な問題ですので、その点についてはしっかりと対応をしていただきますようお願いを申し上げておきたいと思います。

それでは、次に、第2点目といたしまして、消防団について2項目の質問をいたします。

初めは、団員の増強のための処遇改善策の一環としての報酬の見直しであります。

御承知のように、総務省消防庁は、本年4月、全国で減少傾向が続く消防団員の増強策の一環として、同庁の有識者会議の中間報告に基づき、消火活動や訓練に出動した消防団員に支払

う手当を出動報酬として……、失礼しました。出動報酬として1日当たり8,000円を標準額とするよう、全国の自治体に通知をした、そういうマスコミ報道がなされました。

これに加えて、消防庁は、消防団員は特別職の地方公務員であり、報酬は本来個人に支給されるべきものの、消防団でプールして懇親会や研修名目の慰安旅行に用いられる実態があること、また、活動をしていないにもかかわらず報酬や手当を受けている、いわゆる幽霊消防団員が一定数存在することに鑑みて、報酬や手当の支払いについては消防団ではなく、自治体から団員個人に直接支給をするよう通知したと認識をいたしております。

一方、本市の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第15条には、消防団員の災害等出動手当では3,000円と規定されていることから、本市の現行の規定は総務省消防庁から通知された8,000円とは大きく乖離しているものであり、この実態をいかに克服するのが課題の一つであると思うのであります。

ところで、私の調査によれば、令和2年度の出場実績を基にして、消防団員の手当を現行の3,000円から仮に8,000円に引き上げた場合、財政的には612万円が必要となりますが、近年多発する豪雨災害や大規模地震による災害等への消防団員の出動回数が今後ますます増加することなどを踏まえれば、出動手当の引上げを早急に実施する必要があると考えます。

そこで、質問をいたします。本市の消防団員の出動手当を現行の3,000円から8,000円へ引き上げることは、段階的な引上げも選択肢に含めてどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 消防団員報酬の御質問にお答えいたします。

現在、牛久市では、各分団に対し年報酬として、分団長へ7万3,000円、部長4万2,000円、班長3万5,000円、団員3万円を支給しております。ほかに、火災出動などに出勤した場合は、費用弁償として1人1日3,000円を支給しております。

総務省は、消防団員の人員不足対策として、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、中間報告の中で、1回の出動の場合の手当を7,000円から8,000円として、各自治体へ消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出されているところでございます。

この増額分は市としても財政負担となることもあり、手当の増額につきましては、消防団幹部と十分な協議をし、さらに、この件につきましては牛久市だけの問題ではなく、全国的な問題でございますので、県内や近隣市町村の情報を確認しながら検討をしております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 ただいまの部長の答弁の確認をしたいと思いますが、部長としてと

いうか、牛久市としては、それでは消防団員の報酬の見直しを考えるとというふうに理解してよろしいですか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 現在、その報酬の引上げについて結論を申し上げるという段階ではなくて、ただいま申し上げたとおり、牛久市だけの問題ではなく全国的な問題であると。また、近隣自治体との調整等もございますので、このほど県のほうに……、失礼しました。要望書を発出いたします。今回の消防庁の中間報告に対して県のほうで支援、またはどのようにお考えかという内容の要望書の発出を、現在検討しております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 私が問題にしているのは、牛久市の消防団の出動手当の見直しの問題であります。周辺であるとか県であるとか、いろいろ行政としては考えなくちゃいけないこともあるのでしょうかけれども、明確にお答えをいただきたいのですが、牛久市消防団の報酬の見直しについて考えがあるのかないか、明確にさせていただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 現在、先ほどもお答えしましたとおり、明確にお答えする段階にはございません。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 そうすると、出動報酬の見直しもやらないということもあり得るわけですか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 やらないということではなくて、現在の消防団員の減少、不足しているというところの一つの理由として、そういう報酬の少なさというの中にはあるのかなという考えもございますので、全くやらないという考えではないということでございます。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 この問題を、時間の関係もありますので、長くやってもいたずらに時間を浪費しますので、見直しの方向に向けて検討をいただけるというふうに理解をいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

また、この問題に続いて質問をしたいことがございます。それは、消防団への消防協力金の問題であります。この問題につきましては、以前に一般質問でも取り上げた経緯がありますが、旧態依然たる現状に鑑みて、再度質問をするものであります。

申し上げるまでもなく、消防団への消防協力金については、全国の自治体のほとんど全ての消防団が、管轄する地域の自治会や行政区から協力金を受け取っている実態がありますが、本

市の消防団もその例外ではないと認識をいたしております。

しかしながら、2010年、横浜地方裁判所において、消防団が協力金の名目で市民から慰労金や寄附金を受け取る行為は違法の疑いがあるとの判決が出され、これを受けて、佐賀県唐津市は2014年消防団の寄附金の受け取りを禁止したことに加えて、岩手県一関市は、正月の出初め式に際して消防団が地域住民から祝儀を集めたことに対して今後は受け取らないように是正指導をすると表明するなど、全国の自治体において消防団への消防協力金の在り方の見直しが検討されていると存じます。

ところで、消防組織法第8条には、市町村の消防に要する費用は当該市町村がこれを負担しなければならないと規定されていること、さらには、本市の消防団員の定員等に関する条例第13条第4項には、職務に関し金品の寄贈または饗応接待を受け、またはこれを請求するなどのことがあってはならないと規定されていることを踏まえれば、消防団が自治会や行政区から消防協力金を受け取ることは、早急に見直しや是正がなされてしかるべきであると判断をいたします。

そこで、質問をいたします。本市としては消防団への消防協力金の在り方についてはどのようにお考えでしょうか、明快なる答弁を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

消防協力金につきましては、地域の消防団員が消防団の活動を超えて、地域の一員として行政区や地域の様々な事業に参加協力をし、地域活性化の一翼を担っていること等に対しまして、地域の青年グループとしての消防団を応援する意味を込めた支援金と認識しております。これは消防団と行政区との間で長年慣行的にやり取りされてきたものでありまして、市は関与いたしておりません。

しかしながら、消防団活動での必要な費用は市で負担をしております。令和3年度につきましては、消防団員への報酬等の人件費や車両の購入費、維持管理費等で約6,200万円を計上しております。

市では、今後も人件費のほか、装備機材、消防車両の購入や修繕、分団機庫の維持管理費など消防活動に要する費用については、引き続き、全て市で負担することを原則として進めてまいりたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 8番石原幸雄議員に申し上げます。質問の残時間が残り少なくなりました。簡潔にお願いいたします。石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 それでは、この消防協力金について1点だけ確認をいたします。先ほど申し上げたように、本市の条例の第8条には寄附等を受け取ってはいけないというふうな

明確な規定がございます。この現状とこの規定との整合性についてはどのように理解したらよろしいのでしょうか、質問をいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の第13条、団員は、次の事項を遵守しなければならない。この第7項に「消防団又は団員の名義をもって、みだりに寄附金をつのり、又は営利行為をなし若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない」ということが書いてございます。

こちらは、あくまでも消防団が地域でお願いしているという部分につきましては、先ほども申し上げましたとおり、行政区と消防団の間で長年慣行的にやり取りしてきた地域の青年団の支援金というふう認識をしております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 確かにこの問題についてはいろいろ複雑な要素も絡んでいますので、部長としては答えにくい面もあるのはよく分かりますが、やはり今は透明性の確保が求められる時代でありますので、この問題は引き続き、透明性の確保の観点からも、その条例との整合性が取れるような状況というのをいかに作り出していったらいいのかということについては、課題の一つとして今後も取り上げていきたいということを申し上げて、最後の質問に移ります。

最後に、第3点目といたしまして、太陽光発電施設に関わる事前協議等を義務づける条例の整備について質問をいたします。

御承知のように、太陽光発電は再生可能エネルギーの一つに位置づけられていますが、再生可能エネルギー施設で発電した電気を電力会社が一定期間中は同じ価格で買い取ることを国が約束した固定価格買取制度にのっとり、同制度がスタートした2012年7月1日以降、本市においても相次いで当該発電施設が設置され続けてきたことは論をまたないところであります。

一方、太陽光発電施設で発電された電気の買取り価格については、1キロワット当たりの価格が当初の42円から現在ではその4分の1程度の価格に下落しているものの、同時に太陽光パネルの価格も大幅にダウンしていることから、依然として当該施設の設置が続けられていると認識をいたしております。

ところで、太陽光発電施設については、地域住民から自然環境や景観との調和の問題や火災事故の発生を懸念する声が聞かれることから、このような市民の不安や心配に配慮して、一定規模以上の太陽光発電施設を設置する場合には事業者に対して自治体との事前協議や地域住民への説明会の開催等を義務づける条例を整備している自治体が見受けられます。具体的には、大分県由布市、岩手県遠野市、群馬県高崎市、群馬県太田市、岡山県真庭市、静岡県富士宮市、

兵庫県赤穂市、また県内では土浦市や龍ヶ崎市などが当該条例を整備済みの自治体として挙げられますが、本市においてもこのような自治体の例に倣い、当該条例の整備を検討すべきと考えられるのでありますが、これについてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 太陽光発電施設の設置についての市の役割と方針についてお答えいたします。

太陽光発電施設の設置につきましては、「茨城県太陽光発電施設の適切な設置・管理に関するガイドライン」にて指導指針が示されております。

牛久市では、ガイドラインに基づいた事務取扱基準を設けており、出力50キロワット以上の事業用太陽光発電施設を設置する場合、事業者には市に対し「事前協議」を行うよう指導しております。事前協議の内容には、「地元区長や近隣住民の方への説明を行うこと」も含まれており、説明を行った報告書の提出も求めています。

県のガイドラインでは、自然環境・景観保全の観点から「太陽光発電施設を設置するのに適当でないエリア」を定めており、具体的には、景観法に基づく牛久市景観計画の重点地区が該当します。景観への配慮については、県のガイドラインに基づき、緩衝緑地帯を設置する等、調整や十分な検討を指導してまいります。

なお、太陽光発電施設の設置については、今後も多岐にわたる事例が発生すると考えられます。適正な設置・管理を求めるためにも、広報への掲載を行い、事業者には県のガイドラインの周知徹底を図り、地域と共生可能な事業となるような取組を求めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

条例の制定に当たりましては、市民の生命・財産の保全はもとより、所有権や再生可能エネルギーへの配慮など、様々な観点から考える必要があるため、他市町村や国の動向を注視し、環境部局と十分な調整を行い、検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 ただいまの次長の答弁によりますと、検討をするということですが、そのとおりに前向きに受け取ってよろしいのでしょうか。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 検討してまいりたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 本年度中に検討をしていただけるものと期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で8番石原幸雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時25分といたします。

午後3時16分休憩

午後3時25分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

16番黒木のぶ子議員。

[16番黒木のぶ子議員登壇]

○16番 黒木のぶ子 議員 皆様、大変お疲れさまです。本日、私が最後の一般質問者となりましたので、簡潔に進めていきたいと思ひます。会派は市民クラブ、地域政党市民フォーラムにも所属しております黒木のぶ子です。

一般質問に入る前に、お礼を申し上げたいと思ひます。本来なら早急に取り組まなければならない課題でありました生理用のナプキンが買えない困窮児童生徒に対し、過日、県の教育長と副知事に、超党派の女性議員が各市町村から参加し陳情に行つてまいりましたが、牛久市では、いち早く生理用のナプキンを誰もが使うことができるように配慮され、各学校のトイレに設置していただけたとのことす。子供たちに代わりまして感謝申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず最初に、集団フッ化物洗口について質問をいたします。

県が導入を考えたこのフッ化物でのうがいについては、コロナ禍で子供たちが歯を磨かなくなり虫歯が増えたからとのことす、各市町村の小中学校に、現在はモデル校での導入だと伺つておりますが、しかしながら、導入に対し、通告書に記載いたしましたように、茨城県校長会、茨城県養護教諭会、茨城県教職員組合等の3者協議会共々教育を預かる現場の先生方は、フッ化物は劇物として指定されていることから、管理や洗口の実施は誰が行うのか、また学校において一律にフッ化物うがいをするることについては、児童生徒の中にはアレルギー等や疾病を持つ子供がいるので安全性の保証も大変難しく、もし万が一事故が発生した場合にどこがどのように責任を取るのかも明確になっていないということす。

このような状況からこの実施については困難であると、先ほど申し上げましたように、校長会、養護教諭会、教職員、3者協議会の見解となっているわけでありす。

ちなみに、WHOは、6歳以下の子供に対し、フッ素の副作用として骨の発育不全、骨折率の増加等に加え、ダウン症、がんや痴呆が確認されていることから、フッ素洗口は強く禁止しているとのことす。

フッ化物洗口の導入について、牛久市の見解を伺ひます。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 コロナ禍において歯磨きやうがいの際の飛沫の心配から、学校によっては歯磨きを控えたり、少数の希望者のみで行っている状況があり、今後、虫歯が増えるのではないかと懸念されます。

虫歯予防に関連する小中学校のフッ化物洗口につきましては、茨城県が令和3年度小学校口腔衛生推進事業として、県内で5校のモデル校を選定し実施する計画を示しております。

茨城県歯科医師会は、茨城県の監修の下、フッ化物洗口マニュアルを作成しており、それによると、フッ化物洗口は虫歯予防に有効で、科学的に安全性、有効性が十分確立されており、正しい使用方法で適切に行われる限り、安全性に心配なく、アレルギーの原因になることもないとしています。牛久市歯科医師会へも確認したところ、同様の見解です。

また、県からの聞き取りによりますと、議員御指摘のとおり、本年3月頃に、県校長会、県養護教諭会、県教職員組合に、県教育長、保健福祉部、県歯科医師会の3者が加わり、6者による「学校歯科保健に関する協議会」が開かれ、意見が交わされております。

茨城県教職員組合の養護教諭部からは、フッ化物は劇物で管理に十分な配慮と保管庫が必要となること、アレルギー等様々な体質や疾病の子供たちもいる学校で一律にフッ化物洗口を行うことは安全性を軽視したものであること、フッ化物の安全性、有効性については研究者、歯科医師の間でも意見が分かれていることなどから、フッ化物洗口の導入には、安全性、有効性、必要性に疑問があるという意見が示されております。

市内学校現場の養護教諭部会としては、劇物のフッ素を管理することへの不安、フッ化物洗口の洗口液をつくるための毎日の希釈をしなければならないことの作業量、全児童生徒に一律に教育現場で行うことの疑問などから、実施は難しいという考えを伺っております。

県歯科医師会のマニュアルには、導入に当たって、市行政内部、歯科医師会、学校現場職員、保護者などの理解と合意が必要とも記されております。

市といたしましては、このように両論があることから、小中義務教育学校での集団で行うフッ化物洗口については、今後、学校現場の意見をよく聞きながら調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ただいま御答弁をいただきましたが、茨城県の養護教諭部会から御指摘がありましたように、学校はアレルギー等や様々な体質や疾病を持った子供たちもいることから、フッ化物洗口についての市としての見解は、学校現場の意見をよく聞きながらということですので、安易に導入はしないと理解してよいのかどうか。また、モデル校として手を挙げないことについて確認をしたいと思います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 繰り返しになりますが、やはり学校現場の職員、特に実施をするとなった場合に担当するであろう養護教諭の中に、一律に集団で学校で行うことへの不安と疑問があることから、当面、学校現場の意見をよく聞きながら調査研究をしていくという段階であろうかと思っておりますので、実際に実施するというのではなく、調査研究をしていきたいと考えます。以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 長い間議員をやっておりますけれども、調査研究ということはいつもうやらないというふうに理解しているのですけれども、その辺につきましては流動的に、子供たちの健康が第一でございますし、いろいろな様々な外国、アメリカ、イタリア等で、ネットの中で調べますと、そのフッ素の洗口につきましては弊害があるとのことですが、先ほど冒頭申し上げましたように、最後なので簡潔に進めていきますので、このフッ化物につきましては、良識ある判断でよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、生活道路の整備について質問いたします。

牛久市の道路の整備は、計画的に宅地造成された地域が多い中で、車がすれ違ふことができない道路もあちこちに点在しております。今年度中に完成が見込まれております23号線に接続する道路にも、すれ違ふことが難しい箇所が数か所見受けられるところでございますが、これらの道路から23号線への取付け道路の整備について伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 市道23号線につきましては、今年度末の全線開通を目指し鋭意整備を進めております。現在の整備区間内の取付け道路につきましては、もともと変則的な五差路になっていた交差点を集約し、丁字路として市道23号線に接続する形にしたり、牛久二小の通学路となっている交差点には横断歩道を設置するなど、安全性や機能性を確保できるよう計画をしております。以上でございます。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 先ほど申し上げましたように、すれ違ふことができないような道路の点在している箇所には、子供たちの通学路が幾か所あります。そうした中で、今、次長の答弁にありましたように、牛久二小の通学路についても安全性には配慮をくださるとのことです。

23号線の沿線これから開通する場所の周辺では、まだ生産緑地地区とか農地が多く、駅にも近いことから、今後、住宅が増えていくと考えますので、住宅が増える前に車社会、今後とも車はなくなるということはないと思います。そうした車社会の中で、道路の整備は大変生

活の中で重要な位置を占めてまいります。このような中で、住宅が建ってからでは、あの狭隘道路の改修には時間も、そして経費もかかることから、住宅が増える前に道路の整備を行う必要があると考えます。執行部の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 今回開通する予定箇所につきましては、駅にも近く、市道23号線の開通により利便性が向上し、住宅の建設が増加することも考えられます。周辺には、御質問にありましたとおり、狭隘な生活道路が幾つかございます。

その1つであります田宮中柏田線との交差点付近から第2つつじが丘団地へ抜ける市道675号線は、御指摘のとおり、農地に隣接しており、以前より強雨時に道路冠水が発生し、車両ですれ違うことが難しい箇所もあることから、今年度測量設計業務を行い、来年度以降に用地買収や整備を進めていく予定でございます。

そのほかの狭隘な路線につきましては、市道23号線の開通により車の流れが変わることも予想されますので、その状況を注視してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ただいま、次長のほうから675号線、これは七、八年前でしたか、次長が、大変あそこの畑に冠水してもう朝早くから夜遅くまで水の排水に御尽力をいただいたという記憶があります。本当にそここのところも通学路になっておりますので、子供たちが今後こういう気候変動の中でどのような雨というか、見舞われるかは分かりませんので、そういう意味で本当に今回測量、そして来年度以降の整備を予定とのことですので、周辺住民も大変吉報だと思います。

この辺の市道につきましては、私も議員生活が長いので、3回目ぐらいに、早くうちが建たない間に道路の確保をしないとということで、もう既に遅い場所もたくさんありまして、いつも執行部の方たちから、あそこの道路はどうしてあんなセットバックもしないようなところのうちが建てられるんだかということ質問しながら、皆さんに御指導いただいているということでもありますので、早急に、どうせやるなら一日も早くということでもよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問となります。ふるさと納税についての質問をいたしたいと思います。

このふるさと納税制度は、菅首相が総務大臣のとき、平成20年5月から始まりましたが、この間様々なことが、各自治体での姿が浮き彫りになったことでも皆様の記憶にあると思います。そのようなことは割愛させていただきまして、牛久の今後のふるさと納税について質問したいと思います。

本当に誰もが欲しい特産品のある自治体と、これと目ぼしい特産品のない牛久市のよ

うなベッドタウンでは、赤字続きの厳しい状況で納税格差が生じているわけです。本来なら行政サービスを受けるための住民税が、ほかの市町村へ取られるというこのふるさと納税制度の仕組みは、寄附という意味合いからも逸脱し、返礼品が目的化されている現状ですので、このことは、今後、国のほうともやはり議論していかなければならないのかなというふうには思っておりますが、牛久市といたしましても、ふるさと納税制度によります税の流出を防ぐためにも、何か打開策を講じる必要があるかと思えます。

その意味から、今年度より、ふるさとうしく振興室を立ち上げ、専従者を配置されておりますが、市としてこれからどのように戦略的な攻めで、ふるさと納税での増収策と振興策を計画、そして取り組んでいくのかを伺いたしたいと思います。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 ふるさと納税制度は、平成20年度税制改正において導入されましたが、平成27年に寄附金控除の上限額の拡大や手続の簡素化等の制度改正が行われて以降、制度の利用者は年々増加傾向にあり、総務省の調査結果では、令和元年度における全国のふるさと納税受入額は約4,875億円に上ります。

議員御指摘のとおり、特産品につきましては、地域資源の有無による自治体間の格差や特産品のよしあしで寄附先が選択されてしまうなど、制度本来の趣旨から乖離した運用がなされている一方で、歳入の確保という観点からふるさと納税制度は非常に有効であると同時に、市内事業者が取り扱う産品を全国にPRできるほか、コロナ禍においても販路を拡大できるなど、事業者にとって大変大きなメリットがございます。

ふるさとうしく振興室における取組といたしましては、寄附を受け付けるためのポータルサイトについて、既に運用している「ふるさとチョイス」と「さとふる」に加え、新たに「楽天」と「ふるなび」の契約を締結し、8月までに受付を開始できるよう早急に準備を進めているところでございます。

また、ポータルサイトの整備と同時に、御礼品の拡充を最重要課題と位置づけ、事業者と知恵を出し合いながら、寄附者から選んでもらえるような魅力ある御礼品をラインナップに加えてまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ただいま御答弁いただきましたように、ふるさと納税をする側にとりましても、ワンストップ特例制度、税制の面倒くさがなくなったということが平成27年度に税制改正があり、また、される側、自治体にも平成31年の6月から返礼品の割合も3割以下となり、しかも、地場産品であることの条件が付加されましたので、1,789ある自治体の中でも競合できるのではないかというふうに考えているところです。

しかし、ふるさと納税者が納税をしたくなるような魅力的返礼品が品薄の牛久市なので、牛久市ならではの特徴づくりや独自性を高める工夫が必要となるわけです。それには、市民共々、市役所全体での英知を集める取組をして、その中でよい発案者へのインセンティブなどについての実施をしたらどうかというふうに思うところではありますが、このような考えを市はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 議員御指摘のとおり、寄附金の増額を目指すためには、魅力ある御礼品の拡充が急務となっております。

特産品や体験型の御礼品はもとより、寄附者のニーズに応えるため、幅広い価格帯の御礼品をラインナップに加えられるよう、既存事業者との調整だけでなく、新規御礼品協力事業者を増やす取組を展開しているところでございます。

担当部署の垣根を越えて幅広く意見を聴取することで、牛久市の隠れた御礼品を見い出していくことは非常に重要なことであり、牛久市職員提案制度の活用も踏まえ、御礼品の開拓に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 今、室長のほうから御答弁がありましたように、6月1日広報うしくでも、牛久市のふるさと納税御礼品協力事業者の募集が掲載されていましたが、本当にこれはうまくいけば地域の活性化にもなるわけですが、先ほど答弁がありましたように、「ふるなび」のポータルサイトというのは寄附の10%が手数料になっているということなので、なるべくポータルサイト、先ほど「楽天」とかそういうところを使うとおっしゃいましたけれども、そのようなところを使わないようにするというような工夫についてはどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 今、ポータルサイトを利用しないでという議員からのお話ございましたけれども、今回の今使っているところに「楽天」と「ふるなび」を加えますと、全国のシェア8割を占めて大々的なPRにつながり、それが寄附額につながるのではないかと。

逆に、今ポータルサイトを使わないで寄附を集めようとなると、かなりの減額になるかと想定されますので、その点につきましては現状どおり進めさせていただきます。以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 今までも、この制度がつくられてからずっとポータルサイトを使っていたような記憶があるのですが、それでも赤字になっていたことがありますので、できるなら何か、今まで全員の職員の協力というふうなことではなくて、今までは本当に商工

のほうがその任を担っていたということなので、専従が2人増えたということは何かまた新しい方向性が見いだせるのではないかというふうに考えるのですが、やはり今室長が答弁したように、それを使わなければなかなかできないということであるなら、それはそれでやはり選択肢の中に入れながら、少しでも牛久市の税収が上がるような方向性を考えていただければというふうに考えます。

○杉森弘之 議長 今のは質問ですか。

○16番 黒木のぶ子 議員 じゃないです。違います。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 質問というよりかは、方向性で要望ですね。

ということで、私の一般質問をこれで終わります。

○杉森弘之 議長 以上で16番黒木のぶ子議員の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後3時54分延会